

第1087号（平成31年3月15日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市被服貸与規則の一部を改正する規則【総務局職員健康課】 4
- △ 横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則等の一部を改正する規則【こども青少年局こども家庭課】 5
- △ 横浜市河川の管理に関する規則の一部を改正する規則【道路局河川管理課】 6

【告示】

- △ 中区新山下一丁目及び本牧間門並びに港北区篠原北一丁目及び篠原北二丁目における街区の変更【市民局窓口サービス課】 7
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 13
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 15
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 16
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 17
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 19
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 21
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 22
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】 27
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 28
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】 30
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新【健康福祉局医療援助課】 31
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更【健康福祉局医療援助課】 33
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止【健康福祉局医療援助課】 34
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局障害企画課】 35
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局障害企画課】 36
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止【健康福祉局障害企画課】 37
- △ 自転車等放置禁止区域の変更【道路局交通安全・自転車政策課】 38
- △ 車両制限令第3条第1項第3号の規定に基づく道路の指定【道路局管理課】 41
- △ 市道路線の認定【道路局路政課】 42
- △ 市道路線の廃止【道路局路政課】 44
- △ 市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】 46
- △ 市道区域の決定【道路局路政課】 48
- △ 市道区域の供用の開始【道路局路政課】 49
- △ 県道区域の変更【道路局路政課】 50

△ 市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】	51
△ 市道区域の変更【道路局路政課】	57
△ 帷子川水系の河川の指定の変更に関する告示【道路局河川管理課】	59
△ 横浜市都市計画マスタープラン神奈川区プランの公表【神奈川区区政推進課】	60
△ 横浜市都市計画マスタープラン保土ヶ谷区プランの公表【保土ヶ谷区区政推進課】	61
[公告]	
△ 横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業環境影響評価書の縦覧【港湾局政策調整課】	62
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】	65
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】	67
△ 大規模小売店舗の新設の届出【経済局商業振興課】	69
△ 配慮市長意見見解書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】	71
△ 事後調査結果報告書の提出【環境創造局環境影響評価課】	72
△ 同【環境創造局環境影響評価課】	73
△ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	74
△ 同【環境創造局水・土壤環境課】	75
△ 公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】	76
△ 公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】	77
△ 排水設備指定工事店の指定申請の受付【環境創造局管路保全課】	78
△ 排水設備指定工事店の指定【環境創造局管路保全課】	79
△ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	80
△ 排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】	81
△ 横浜国際港都建設計画道路事業予定地の指定【建築局都市計画課】	82
△ 事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方【建築局都市計画課】	83
△ 事業予定地の指定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方【建築局都市計画課】	84
△ 横浜国際港都建設計画地区計画の市素案の公聴会の開催【建築局都市計画課】	85
△ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】	86
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	87
△ 同【建築局調整区域課】	88
△ 同【建築局調整区域課】	89
△ 同【建築局調整区域課】	90
△ 同【建築局調整区域課】	91
△ 同【建築局調整区域課】	92
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	93
△ 同【建築局調整区域課】	94
△ 同【建築局調整区域課】	95
△ 建築基準法に基づく道路の一部廃止【建築局建築指導課】	96
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	97
△ 同【建築局建築指導課】	98
△ 市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	99
△ 東神奈川一丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】	100
[交通局]	
△ 横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正【路線計画課】	101
△ 横浜市深夜自動車の運転系統の一部改正【路線計画課】	107

[医療局病院経営本部]	
△ 横浜市医療局病院経営本部職員の特殊勤務手当に関する規程等の一部を改正する規程【人事課】	108
[教育委員会]	
△ 横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則【特別支援教育課】	112
△ 横浜市立学校統括校長等設置規則及び横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則【教職員人事課】	114
△ 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則【学校計画課】	115
△ 横浜市教育委員会事務局等専決規程及び横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部改正【教職員人事課】	116
△ 職員の懲戒処分【北部学校教育事務所教育総務課】	117
[市選挙管理委員会]	
△ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】	118
[区選挙管理委員会]	
△ 委員長等の氏名【鶴見区】	120
△ 委員の補欠【鶴見区】	121
[監査委員]	
△ 平成30年度財務監査、財政援助団体等監査及び行政監査の結果公表【財務監査課】	122
△ 包括外部監査の結果に関する報告の公表【監査管理課】	123
△ 監査の結果に関する報告に基づいて市長等が講じた措置の公表【財務監査課】	124
[その他]	
△ 電子署名に用いる証明書【総務局行政・情報マネジメント課】	125
△ 同【総務局行政・情報マネジメント課】	126
△ 同【総務局行政・情報マネジメント課】	127
△ 電子署名に用いる証明書の失効【総務局行政・情報マネジメント課】	128

規則

横浜市被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第9号

横浜市被服貸与規則の一部を改正する規則

横浜市被服貸与規則（平成12年3月横浜市規則第54号）の一部を次のように改正する。

別表9の項中「又は老人福祉施設」を削り、同表43の項から45の項までを次のように改める。

43	削除				
44	削除				
45	削除				

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則等の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第10号

横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則等の一部を改正
する規則

横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則（昭和41年4月横浜市規則
第38号）等の一部を次のように改正する。

次に掲げる規則の規定中「株式会社江ノ電バス横浜」を「株式会
社江ノ電バス」に改める。

- (1) 横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則第2条の3第3号
- (2) 横浜市福祉特別乗車券条例施行規則（平成25年9月横浜市規
則第74号）第3条第3号
- (3) 横浜市敬老特別乗車証条例施行規則（平成15年9月横浜市規
則第86号）第3条第3号

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

横浜市河川の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第11号

横浜市河川の管理に関する規則の一部を改正する規則

横浜市河川の管理に関する規則（昭和42年3月横浜市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「5年」の次に「（電気、ガス、上下水道及び電気通信に関する公益性の高い事業にあつては、10年）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

横浜市告示第 114 号

中区新山下一丁目及び本牧間門並びに港北区篠原北一丁目及び篠原北二丁目における街区の変更

横浜市住居表示に関する条例（昭和 39 年 9 月横浜市条例第 95 号）第 2 条の規定に基づき、中区新山下一丁目及び本牧間門並びに港北区篠原北一丁目及び篠原北二丁目の街区を次のとおり変更する。

平成 31 年 3 月 15 日

横浜市長 林 文 子

1 変更する街区

- (1) 中区新山下一丁目 2 番街区（別図 1 のとおり）
- (2) 中区本牧間門 8 番街区及び 28 番街区（別図 2 のとおり）
- (3) 中区本牧間門 40 番街区、42 番街区、44 番街区、45 番街区、47 番街区、48 番街区、49 番街区及び 50 番街区（別図 3 のとおり）
- (4) 港北区篠原北一丁目 9 番街区及び 10 番街区（別図 4 のとおり）
- (5) 港北区篠原北二丁目 17 番街区、18 番街区及び 19 番街区（別図 5 のとおり）

2 廃止する街区

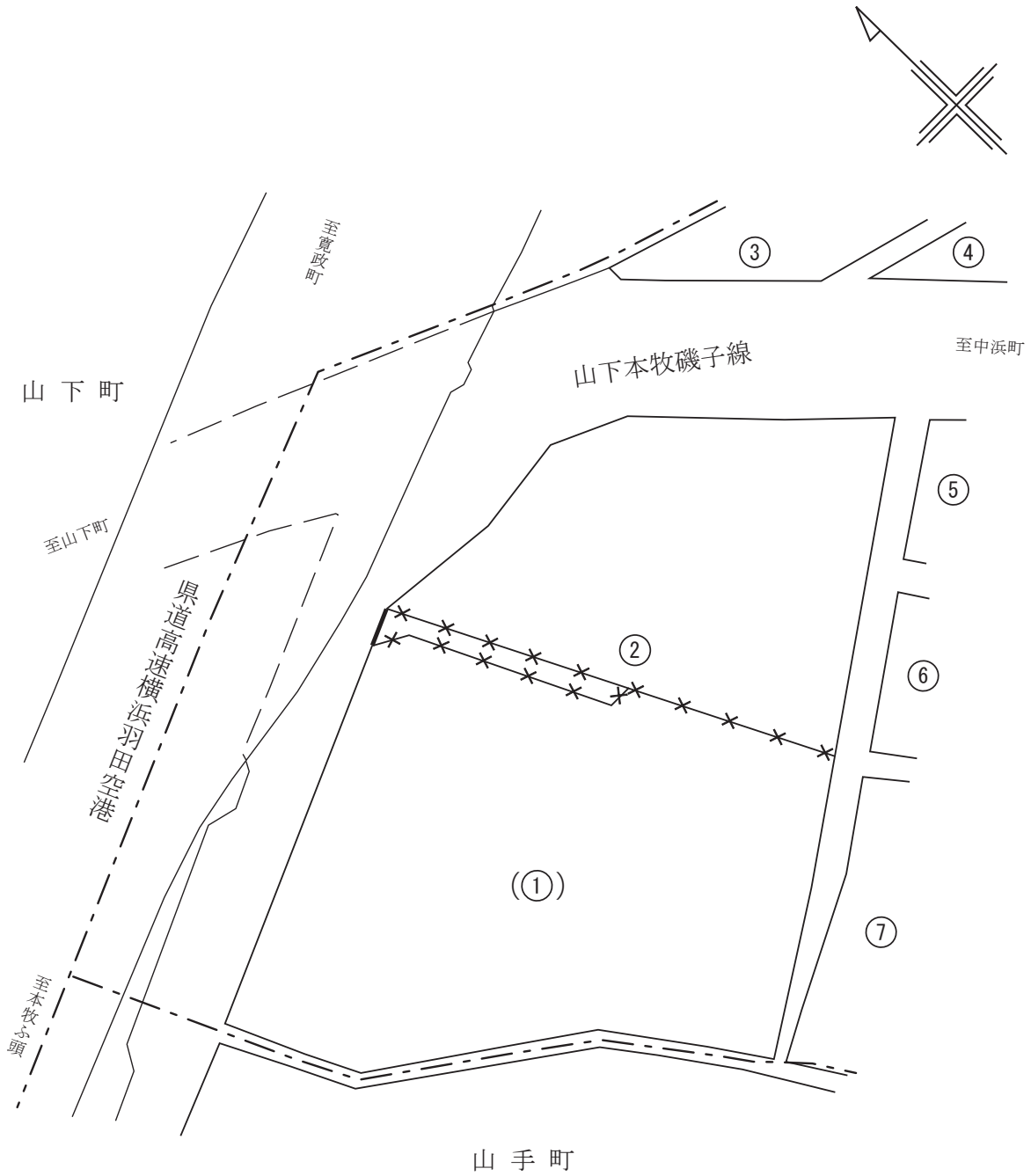
中区新山下一丁目 1 番街区（別図 1 のとおり）

3 実施期日

平成 31 年 3 月 15 日

別図1

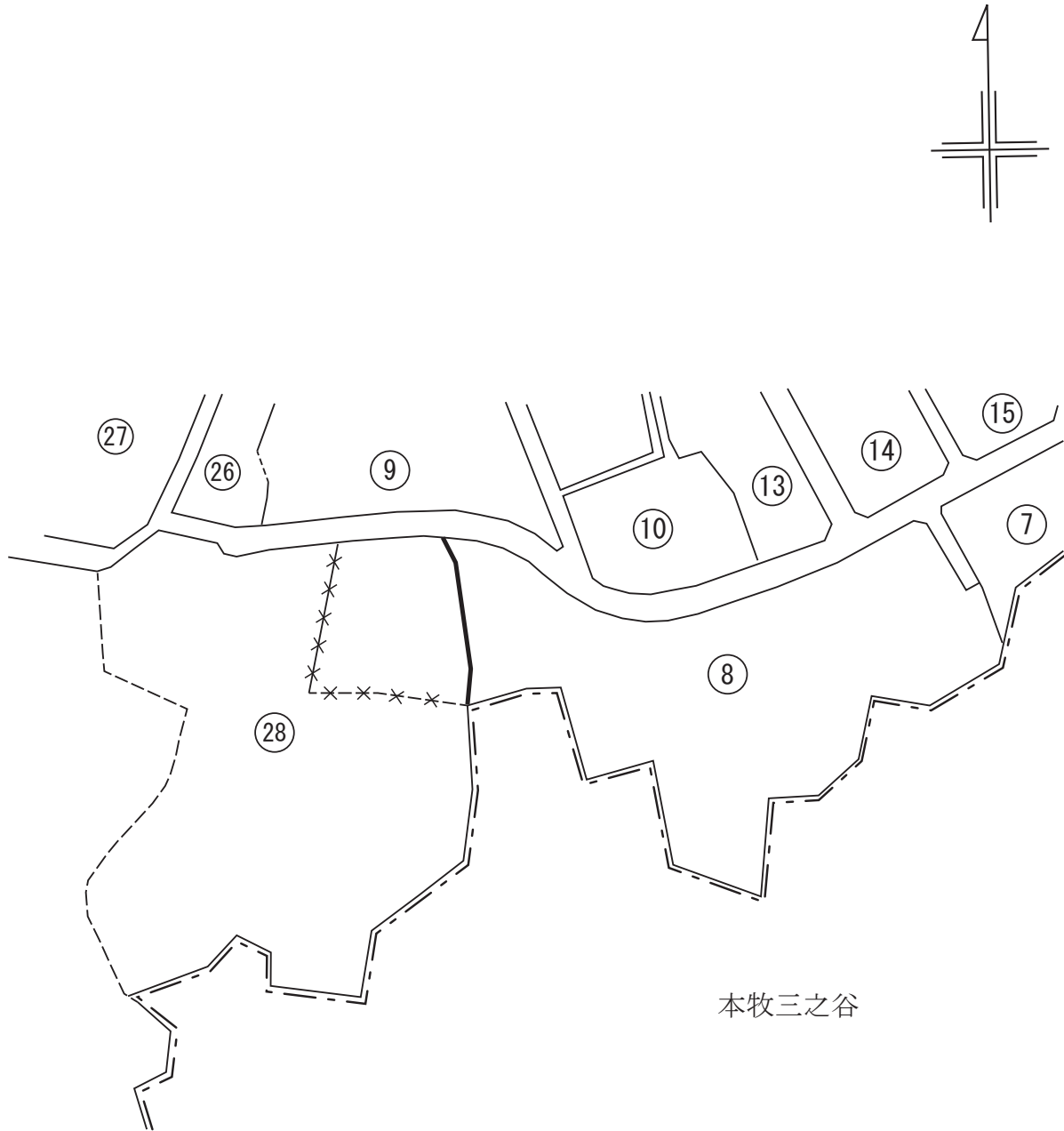
中区新山下一丁目における街区の変更図



凡 例	
---	町 界
—	新街区界
×××	旧街区界
—	街区界
②	街区符号
①	旧街区符号

別図2

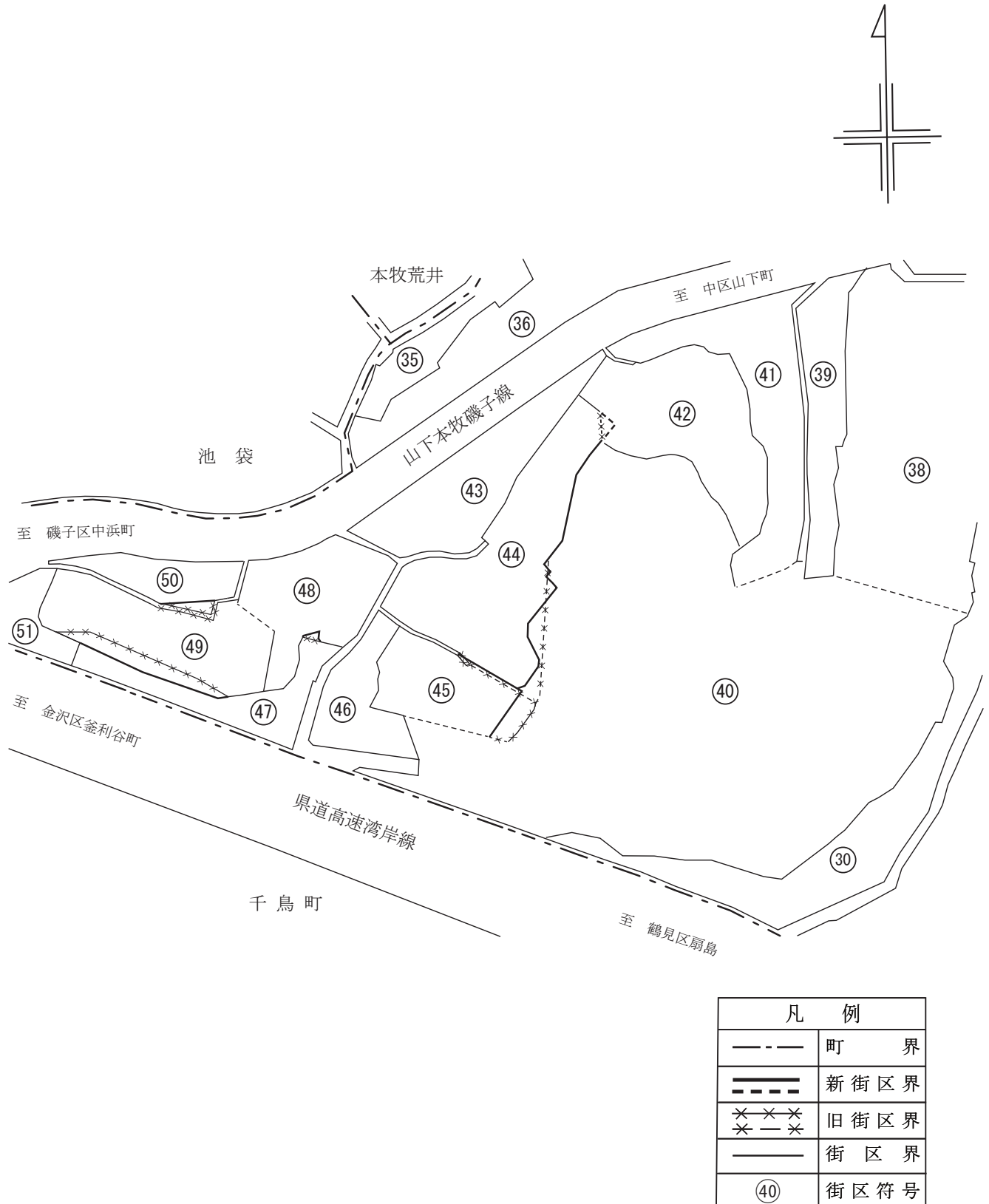
中区本牧間門における街区の変更図



凡 例	
---	町 界
—	新街区界
×××	旧街区界
—	街区界
⑧	街区符号

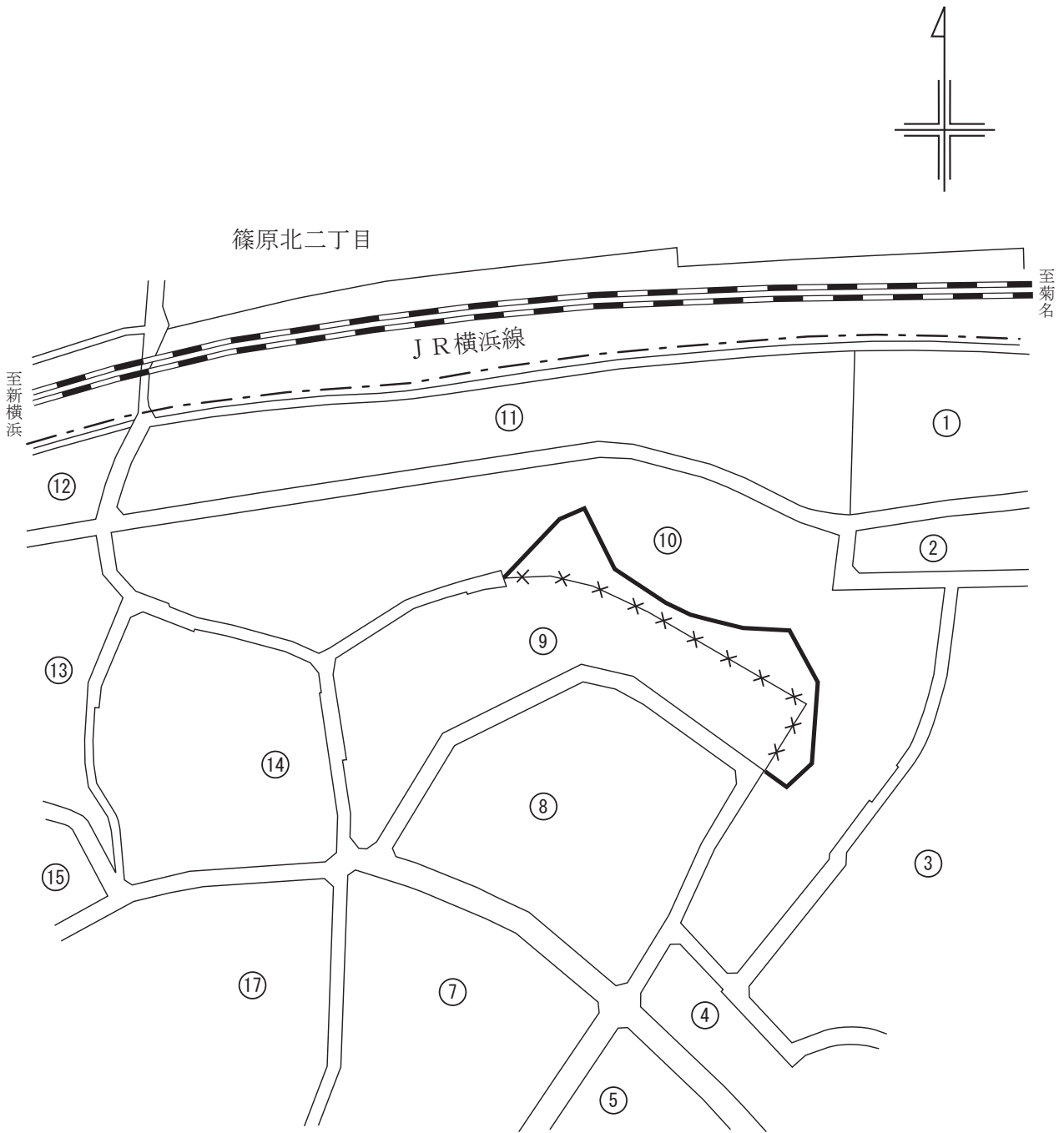
別図3

中区本牧間門における街区の変更図



別図4

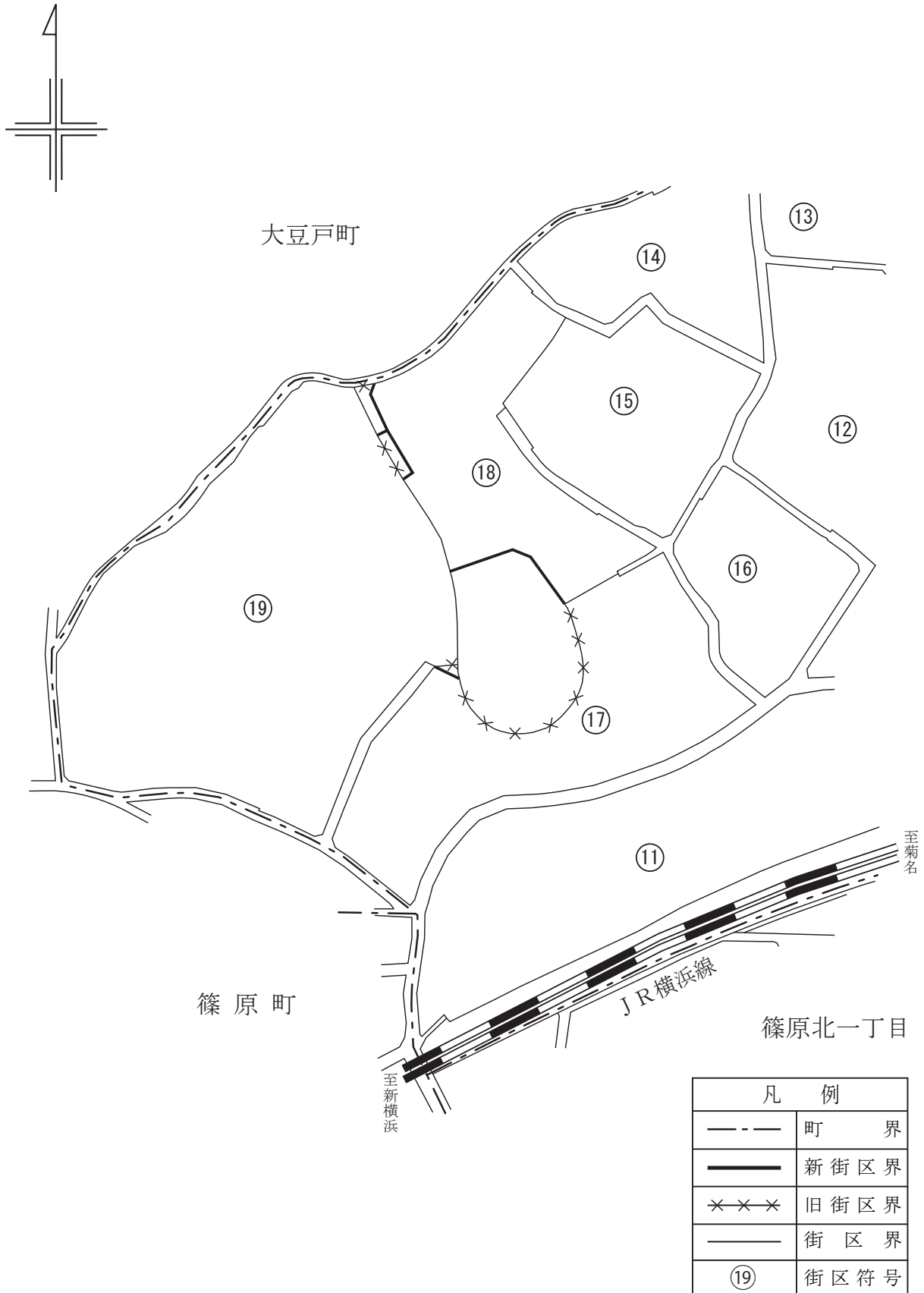
港北区篠原北一丁目における街区の変更図



凡 例	
---	町 界
—	新街区界
-	旧街区界
—	街区界
⑨	街区符号

別図5

港北区篠原北二丁目における街区の変更図



横浜市告示第 115 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
平成30年12月1日	白根ゆり薬局	旭区上白根二丁目66番18号
平成30年12月17日	サンフラワー新港北病院	港北区篠原東二丁目15番35号
平成31年1月1日	柿山歯科・矯正歯科医院	神奈川区白楽121番地
同	ハート薬局	西区浅間町4丁目347番地の10
同	マリン薬局	西区浅間町5丁目378番地の2
同	岡田内科クリニック	中区蓬萊町1丁目1番地の3
同	川田医院	南区永田北三丁目14番3号
同	上永谷整形外科	港南区丸山台二丁目34番16号
同	船員保険健康管理センター診療所	保土ヶ谷区釜台町43番2号
同	わかば内科クリニック	旭区若葉台四丁目12-105号
同	大倉山耳鼻咽喉科	港北区大倉山三丁目26番6号
同	三保町内科・循環器クリニック	緑区三保町1,803番地の1
同	青葉台たけだ整形外科	青葉区榎が丘1番地の9
同	医療法人社団大谷会戸塚駅前おおたに歯科クリニック	戸塚区吉田町3,002番地の1
同	賛光薬局	戸塚区汲沢一丁目1番15号
同	東戸塚メディカルクリニック	戸塚区品濃町539番地の1
平成31年1月4日	新田耳鼻咽喉科	鶴見区北寺尾四丁目1番3号
平成31年2月1日	ハックドラッグ横浜元町	中区元町3丁目13

	薬局	3番地の9
同	そうごう薬局 芹が谷店	港南区 芹が谷五丁目 55番 10号
同	よつば薬局	保土ヶ谷区 星川一丁目 15番 25号
同	梅の木眼科クリニック	保土ヶ谷区 西谷町 742番地の6
同	フラワー薬局	保土ヶ谷区 西谷町 747番地の2
同	保土ヶ谷調剤薬局	保土ヶ谷区 帷子町 1丁目 11番地
同	希望ヶ丘ファミリー歯科 & こどものための歯医者さん	旭区 中希望が丘 19番地の10
同	クリエイト薬局 旭東希望が丘店	旭区 東希望が丘 9番地の1
同	シンワ薬局 能見台店	金沢区 能見台通 9番 30号
同	横浜戸塚駅前内科	戸塚区 戸塚町 4,018番地の1
同	タケシタ調剤薬局 横浜弥生台店	泉区 西が岡一丁目 27番地の1
平成31年3月1日	オリーブ歯科医院	港北区 綱島西四丁目 8番 10号

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
平成31年1月1日	株式会社 ガイアメディケアサービス	東京都中央区 日本橋本町4丁目 11番 5号	ガイア訪問看護リハビリステーション 港南	港南区 野庭町 665番地の11 6
平成31年2月1日	医療法人 順神会	泉区 和泉町 51番地の8	丘の上訪問看護ステーション	泉区 新橋町 53番地の1

横浜市告示第 116 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

指定年月日	氏名	名称	所在地
平成31年 2月1日	大 泉 満	株式会社訪問鍼灸マッサージS o l	鶴見区市場東中町 8番22号
同	岩 崎 貴 大	株式会社ヘルス アンドソーシャ ルケア事業団さ くら訪問マッ サージ	神奈川区沢渡1番 地の2
同	羽 鳥 諒	訪問鍼灸マッ サージ K E i R O W 中区中央ス テーション	中区翁町1丁目4 番地の8
同	小 嶋 幸 治	開設なし	港北区箕輪町三丁 目1番4号
同	成 田 千 都 杏	わかば鍼灸マッ サージ治療院	青葉区田奈町4番 地の1
平成31年 3月1日	池 垣 竜 馬	あおぞら整骨院 馬車道院	中区常盤町5丁目 62番地
同	小 坂 順 平	まごころ鍼灸マ ッサージ治療院 横浜港南営業所	港南区下永谷五丁 目80番28号
同	豊 岡 裕 一	かしわ鍼灸マッ サージ院	旭区柏町83番地の 2
同	郡 司 大 助	まごころ鍼灸マ ッサージ治療院	港北区新羽町1,30 0番地の3
同	道 脇 仙 雄	かねこ指圧鍼灸 院十日市場	緑区十日市場町85 1番地の13
同	澤 田 優 子	こころみどり鍼 灸マッサージ治 療院	緑区白山一丁目1 番3号

横浜市告示第 117 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
平成30年 12月1日	(新)医療法人沖縄徳洲会日野病院	港南区日野三丁目9番3号
	(旧)医療法人正和会日野病院	
平成30年 12月21日	(新)ALBA歯科&矯正歯科 上永谷	港南区丸山台一丁目12番
	(旧)Clove歯科&矯正歯科	

横浜市告示第 118 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文 子

変更年月日	氏名	名称	所在地
平成30年 6月1日	丸 山 修 一	ゆうき堂せや治療院	(新)瀬谷区本郷三丁目2番地の4
			(旧)瀬谷区三ツ境159番地の10
平成31年 1月1日	宮 崎 雄 介	(新)よこはまばし整骨院	(新)南区高根町1丁目3番地
		(旧)上大岡整骨院	(旧)港南区上大岡西一丁目19番20号
平成31年 1月5日	向 井 郁 雄	(新)かねこ指圧鍼灸院十日市場	(新)緑区十日市場町851番地の1
		(旧)有限会社まごの手かねこ指圧鍼灸院	(旧)港北区新横浜三丁目20番地の5
同	金 子 今朝夫	(新)かねこ指圧鍼灸院十日市場	(新)緑区十日市場町851番地の1
		(旧)有限会社まごの手かねこ指圧鍼灸院	(旧)港北区新横浜三丁目20番地の5
同	安 東 正 禅	(新)かねこ指圧鍼灸院十日市場	(新)緑区十日市場町851番地の1
		(旧)有限会社まごの手かねこ指圧鍼灸院	(旧)港北区新横浜三丁目20番地の5
同	佐 藤 友 康	(新)かねこ指圧鍼灸院十日市場	(新)緑区十日市場町851番地の1
		(旧)有限会社まごの手かねこ指圧鍼灸院	(旧)港北区新横浜三丁目20番地の5
同	蛭 名 弘	(新)かねこ指圧鍼灸院十日市場	(新)緑区十日市場町851番地の1
		(旧)有限会社まごの手かねこ指圧鍼灸院	(旧)港北区新横浜三丁目20番地の5
同	柳 瀬 雅 記	(新)かねこ指圧鍼灸院	(新)緑区十日市場

		院十日市場	町 851 番地の 1
		(旧) 有限会社まごの手かねこ指圧鍼灸院	(旧) 港北区新横浜三丁目20番地の5
同	佐 貫 竜 一	(新) かねこ指圧鍼灸院十日市場	(新) 緑区十日市場町 851 番地の 13
		(旧) 有限会社まごの手かねこ指圧鍼灸院	(旧) 港北区新横浜三丁目20番地の5
同	大 谷 晃 司	(新) かねこ指圧鍼灸院十日市場	(新) 緑区十日市場町 851 番地の 13
		(旧) 有限会社まごの手かねこ指圧鍼灸院	(旧) 港北区新横浜三丁目20番地の5
平成 31 年 1 月 21 日	羽 鳥 諒	(新) 訪問鍼灸マッサージ K E i R O W 中区中央ステーション	(新) 中区翁町 1 丁目 4 番地の 8
		(旧) マッサージ・レイス治療院横浜鶴見	(旧) 鶴見区鶴見中央一丁目 2 番 4 号

横浜市告示第 119 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
平成30年2月28日	深川医院	泉区新橋町 1,874 番地
平成30年11月30日	白根ゆり薬局	旭区上白根二丁目66番18号
同	医療法人社団桜友会 ういずクリニック新横浜	港北区北新横浜二丁目3番地の1
平成30年12月16日	サンフラワー新港北病院	港北区篠原東二丁目15番35号
平成30年12月31日	柿山歯科医院	神奈川区白楽 121 番地
同	ハート薬局	西区浅間町4丁目347番地の10
同	マリン薬局	西区浅間町5丁目378番地の2
同	岡田内科クリニック	中区蓬萊町1丁目1番地の3
同	川田医院	南区永田北三丁目14番3号
同	上永谷整形外科	港南区丸山台二丁目34番16号
同	三保耳鼻咽喉科	港北区大倉山三丁目26番6号
同	三保町内科・循環器 クリニック	緑区三保町 1,803 番地の1
同	青葉台たけだ整形外科	青葉区榎が丘1番地の9
同	戸塚駅前おおたに歯科 クリニック	戸塚区吉田町 3,002 番地の1
同	コマファーマ	戸塚区汲沢一丁目1番15号
同	東戸塚メディカル クリニック	戸塚区品濃町 539 番地の1
平成31年1月3日	医療法人健美会新田 耳鼻咽喉科	鶴見区北寺尾一丁目14番8号

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
平成30年 12月31日	株式会社 W I L L W A Y E S T A T E	鹿児島県薩摩 川内市西開聞 町12番2号	ケアーズ訪問 看護リハビリ ステーション 港南	港南区野庭町 665番地の11 6

横浜市告示第 120 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成30年10月1日	特定非営利活動法人愛心健康福祉友の会	東京都品川区東五反田3丁目6番15号	ダイアナ居宅介護サービスセンター	保土ヶ谷区岩井町21番地の3

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成31年1月1日	イムノ・コ一ポレーション株式会社	群馬県伊勢崎市曲沢町1,586番地	イムノフアーマシー鶴見駅前店薬局	鶴見区鶴見中央四丁目14番6号

3 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成31年1月1日	イムノ・コ一ポレーション株式会社	群馬県伊勢崎市曲沢町1,586番地	イムノフアーマシー鶴見駅前店薬局	鶴見区鶴見中央四丁目14番6号

横浜市告示第 121 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成30年3月1日	医療法人社団青葉会	東京都小平市学園西町1丁目2番25号	医療法人社団青葉会牧野訪問介護ステーション	(新)緑区鴨居三丁目8番16号
				(旧)緑区鴨居三丁目6番4号
平成30年7月23日	東電パートナーズ株式会社	(新)東京都江東区越中島3丁目5番19号	東電さわやかケア馬車道・訪問介護	(新)中区山下町73番地
		(旧)東京都中央区銀座8丁目20番33号		(旧)中区万代町1丁目2番地の12

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成30年1月27日	社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会	(新)神奈川県西神奈川一丁目13番地の10	済生会かながわ訪問看護ステーション	(新)神奈川県西神奈川一丁目13番地の10
		(旧)神奈川県西神奈川一丁目9番地の3		(旧)神奈川県立町6番地の1

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成16年3月21日	有限会社匠寿堂	栄区若竹町36番15号	桂町薬局	(新)栄区桂町32番地の1
				(旧)栄区桂町32番地の8
平成30年8月6日	株式会社サンドラッグ	(新)東京都府中市若松町1丁目38番地の1	サンドラッグ山手台薬局	泉区領家二丁目11番地の2
		(旧)東京都調布市上石原2丁目36番地の35		
同	同	(新)東京都府中市若松町1丁目38番地の1	サンドラッグ立場薬局	泉区和泉中央南二丁目23番21号

		(旧)東京都調布市上石原2丁目36番地の35		
平成30年10月1日	株式会社さくら調剤	(新)川崎市宮前区東有馬5丁目1番2号	つる薬局鶴見店	鶴見区鶴見中央一丁目19番4号
		(旧)東京都目黒区八雲2丁目7番6号		

4 居宅介護事業者（福祉用具貸与）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成30年10月22日	有限会社ビッグウェイブ	(新)緑区中山一丁目7番16号 (旧)緑区台村町314番地	愛コムネット	(新)緑区中山一丁目7番16号 (旧)緑区台村町314番地

5 居宅介護事業者（特定福祉用具販売）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成30年10月22日	有限会社ビッグウェイブ	(新)緑区中山一丁目7番16号 (旧)緑区台村町314番地	愛コムネット	(新)緑区中山一丁目7番16号 (旧)緑区台村町314番地

6 居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成30年10月22日	有限会社ビッグウェイブ	(新)緑区中山一丁目7番16号 (旧)緑区台村町314番地	サロンド鹿鳴館	(新)緑区中山一丁目7番16号 (旧)緑区中山町307番地の11
平成30年12月1日	S Z D 商事株式会社	鶴見区馬場七丁目16番16号	(新)一笑苑横浜泉 (旧)寿楽デイサービス	泉区上飯田町2,670番地の32

7 居宅介護事業者（小規模多機能型居宅介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成29年12月1日	株式会社コムロード	戸塚区下倉田町18番地の2	もえぎケアセンター平戸	(新)戸塚区平戸町1,029番地の1 (旧)戸塚区平戸町1,020番地

8 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
平成30年	社会福祉法	(新)神奈川区西	済生会かなが	(新)神奈川区西

1月27日	人恩賜財団 済生会支 神奈川 生会	神奈川一丁目 13番地の10 (旧)神奈川区西 神奈川一丁目 9番地の3	わ訪問看護ス テーション	神奈川一丁目 13番地の10 (旧)神奈川区立 町6番地の1
平成30年 7月23日	東電パート ナーズ株 会社	(新)東京都江東 区越中島3丁 目5番19号 (旧)東京都中央 区銀座8丁目 20番33号	東電さわやか ケア馬車道・ 居宅介護支援	(新)中区山下町 73番地 (旧)中区万代町 1丁目2番地 の12
平成30年 10月22日	有限会社ビ ッグウェイ ブ	(新)緑区中山一 丁目7番16号 (旧)緑区台村町 314番地	愛コムネット	(新)緑区中山一 丁目7番16号 (旧)緑区台村町 314番地
平成30年 12月17日	社会福祉法 人横浜市福 祉サービス 協会	西区桜木町6 丁目31番地	(新)横浜市福祉 サービス協会 ヘルパーステ ーション磯子 (旧)横浜市福祉 サービス協会 ケアマネステ ーション磯子	(新)磯子区東町 15番32号 (旧)磯子区磯子 三丁目6番

9 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
平成30年 1月27日	社会福祉法 人恩賜財団 済生会支 神奈川 生会	(新)神奈川区西 神奈川一丁目 13番地の10 (旧)神奈川区西 神奈川一丁目 9番地の3	済生会かなが わ訪問看護ス テーション	(新)神奈川区西 神奈川一丁目 13番地の10 (旧)神奈川区立 町6番地の1

10 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
平成30年 8月6日	株式会社サ ンドラッグ	(新)東京都府中 市若松町1丁 目38番地の1 (旧)東京都調布 市上石原2丁 目36番地の35	サンドラッグ 山手台薬局	泉区領家二丁 目11番地の2
同	同	(新)東京都府中 市若松町1丁 目38番地の1 (旧)東京都調布 市上石原2丁 目36番地の35	サンドラッグ 立場薬局	泉区和泉中央 南二丁目23番 21号
平成30年	株式会社さ	(新)川崎市宮前	つる薬局鶴見	鶴見区鶴見中

10月1日	くら調剤	区東有馬5丁目1番2号 (旧)東京都目黒区八雲2丁目7番6号	店	央一丁目19番4号
-------	------	-----------------------------------	---	-----------

11 介護予防事業者（介護予防福祉用具貸与）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成30年10月22日	有限会社ビッグウェイブ	(新)緑区中山一丁目7番16号 (旧)緑区台村町314番地	愛コムネット	(新)緑区中山一丁目7番16号 (旧)緑区台村町314番地

12 介護予防事業者（特定介護予防福祉用具販売）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成30年10月22日	有限会社ビッグウェイブ	(新)緑区中山一丁目7番16号 (旧)緑区台村町314番地	愛コムネット	(新)緑区中山一丁目7番16号 (旧)緑区台村町314番地

13 介護予防事業者（介護予防小規模多機能型居宅介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成29年12月1日	株式会社コムロード	戸塚区下倉田町18番地の2	もえぎケアセンター平戸	(新)戸塚区平戸町1,029番地の1 (旧)戸塚区平戸町1,020番地

14 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
平成30年3月1日	医療法人社団青葉会	東京都小平市学園西町1丁目2番25号	医療法人社団青葉会牧野訪問介護ステーション	(新)緑区鴨居三丁目8番16号 (旧)緑区鴨居三丁目6番4号
平成30年7月23日	東電パートナーズ株式会社	東京都江東区越中島3丁目5番19号	東電さわやかケア馬車道・訪問介護	(新)中区山下町73番地 (旧)中区太田町4丁目49番地

15 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
平成30年10月22日	有限会社ビッグウェイブ	(新)緑区中山一丁目7番16号	サロンド鹿鳴館	(新)緑区中山一丁目7番16号

	ブ	(旧) 緑区 台村町 314 番地		(旧) 緑区 中山町 307 番地の 11
平成 30 年 12 月 1 日	S Z D 商事 株式会社	鶴見区 馬場七 丁目 16 番 16 号	(新) 一笑苑 横浜 泉 (旧) 寿楽 デイサ ービス	泉区 上飯田町 2,670 番地の 32

横 浜 市 告 示 第 122 号

生活保護法に基づく指定介護機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

平成31年3月15日

横 浜 市 長 林 文 子

居 宅 介 護 事 業 者 （ 訪 問 介 護 ）

休 止 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
平 成 30 年 11 月 2 日	合 同 会 社 福 笑	泉 区 和 泉 中 央 南 二 丁 目 2 番 4 号	福 笑	泉 区 和 泉 中 央 南 二 丁 目 2 番 4 号

横浜市告示第 123 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成30年9月30日	医療法人社団愛英会	青葉区田奈町43番地の2	横浜まちだクリニック	青葉区田奈町43番地の2
平成31年1月31日	株式会社あいず	長崎県佐世保市山県町6番3号	あいず訪問看護リハビリテーション	瀬谷区三ツ境19番地の14

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成30年9月30日	医療法人社団愛英会	青葉区田奈町43番地の2	横浜まちだクリニック	青葉区田奈町43番地の2
同	株式会社グラム	東京都世田谷区成城7丁目8番18号	中川薬局都筑店	都筑区北山田一丁目14番31号
同	八木 鋭 二	東京都大田区南雪谷4丁目8番18号	八木在宅クリニック	泉区和泉町3,628番地の17
平成30年10月31日	株式会社アサヒファーマシー	平塚市富士見町8番46号	美しが丘薬局	青葉区美しが丘二丁目17番地の12
同	豊田河清	瀬谷区三ツ境20番地の18	黄河歯科医院	瀬谷区三ツ境20番地の18
平成30年12月31日	有限会社かのお薬局	旭区鶴ヶ峰一丁目70番地の8	有限会社かのお薬局	旭区鶴ヶ峰一丁目70番地の8

3 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
-------	--------	------------	--------------	---------------

			名称	所在地
平成30年 12月31日	有限会社清水薬局	金沢区釜利谷東二丁目 21番22号	清水薬局	金沢区釜利谷東二丁目 21番22号

4 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成30年 9月30日	医療法人社団愛英会	青葉区田奈町43番地の2	横浜まちだクリニック	青葉区田奈町43番地の2
平成31年 1月31日	株式会社あいず	長崎県佐世保市山県町6番3号	あいず訪問看護リステーション	瀬谷区三ツ境19番地の14

5 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成30年 9月30日	医療法人社団愛英会	青葉区田奈町43番地の2	横浜まちだクリニック	青葉区田奈町43番地の2
同	株式会社グラム	東京都世田谷区成城7丁目8番18号	中川薬局都筑店	都筑区北山田一丁目14番31号
平成30年 10月31日	株式会社アサヒファーマシー	平塚市富士見町8番46号	美しが丘薬局	青葉区美しが丘二丁目17番地の12
平成30年 12月31日	有限会社かのお薬局	旭区鶴ヶ峰一丁目70番地の8	有限会社かのお薬局	旭区鶴ヶ峰一丁目70番地の8

横浜市告示第 124 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成31年 1月1日	ハックドラッグ 横浜弘明寺薬局	南区弘明寺町270番地	薬局
同	ガイア訪問看護 リハビリステーション 港南	港南区野庭町665番地の116	訪問看護
同	なの花薬局いずみ店	泉区和泉中央北二丁目2番29号	薬局
同	ハックドラッグ 相鉄ライフ三ツ境 境薬局	瀬谷区三ツ境2番地の19	同
平成31年 2月1日	ダリア訪問看護 ステーション能 見台	金沢区富岡東六丁目15番6号	訪問看護
同	ハックドラッグ 横浜元町薬局	中区元町3丁目133番地の9	薬局
同	そうごう薬局 芹が谷店	港南区芹が谷五丁目55番10号	同
同	蘭薬局 横浜狩 場店	保土ヶ谷区狩場町218番地の8	同
同	タケシタ調剤薬 局 横浜弥生台 店	泉区西が岡一丁目27番地の1	同

横浜市告示第125号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成31年1月1日	ヤマグチ薬局浦島店	神奈川区浦島町4番地の17	薬局
平成30年5月1日	わかばオレンジ薬局東神奈川店	神奈川区立町6番地の2	同
平成30年11月1日	クリエイト薬局横浜六角橋店	神奈川区六角橋四丁目23番1号	同
同	クリエイト薬局横浜反町店	神奈川区反町2丁目13番地の9	同
平成30年12月1日	共創未来馬車道薬局	中区海岸通5丁目25番地	同
平成28年7月1日	ひとみ薬局	中区山下町276番地	同
平成31年1月1日	元町リード薬局	中区元町1丁目34番地	同
平成29年6月1日	スマイル薬局横浜橋店	南区白妙町1丁目2番地	同
平成30年10月1日	井土ケ谷薬局	南区井土ケ谷下町21番地の2	同
平成30年7月1日	メイワ薬局鎌倉街道店	南区大岡二丁目14番10号	同
平成30年8月1日	アポロ薬局	港南区下永谷二丁目28番17号	同
平成29年9月1日	日野薬局上野庭店	港南区野庭町676番地の4	同
平成30年11月1日	すばる中央薬局星川店	保土ケ谷区星川二丁目3番22号	同
平成29年6月1日	ゆう薬局	保土ケ谷区岩井町12番地の2	同
平成30年11月1日	オオミ薬局中央店	磯子区磯子二丁目20番50号	同
平成30年5月1日	フィットケアエクスプレスDSM新横浜店薬局	港北区新横浜二丁目6番地の3	同
平成30年11月1日	そうごう薬局長津田店	緑区長津田四丁目11番15号	同

平成30年 12月1日	リブラ薬局あざ み野店	青葉区あざみ野南二 丁目14番地の5	同
平成29年 6月1日	あおば台薬局	青葉区青葉台一丁目 28番地の1	同
平成30年 12月1日	まごころ薬局戸 塚店	戸塚区戸塚町 4,710 番地	同
平成30年 8月1日	訪問薬局ケアプ ランオープンズ 大地	戸塚区前田町 503 番 地の24	同
平成30年 12月1日	クリエイト薬局 戸塚原宿店	戸塚区原宿三丁目14 番11号	同
平成29年 7月1日	大島薬局大正店	戸塚区原宿四丁目16 番2号	同
平成30年 10月1日	クリエイト薬局 瀬谷駅南口店	瀬谷区瀬谷四丁目1 番地の1	同
平成28年 10月1日	村田歯科医院	西区北幸一丁目1番 6号	歯科矯正
平成30年 9月1日	江口歯科医院	旭区二俣川1丁目45 番地の17	同
同	善仁会かもい腎 クリニック	緑区鴨居二丁目17番 15号	腎臓
平成30年 10月1日	善仁会 たまプ ラーザ腎クリニ ック	青葉区美しが丘一丁 目6番地の5	同
平成29年 3月1日	愛訪問看護ステ ーション	泉区和泉町 7,413 番 地の7	訪問看護

横浜市告示第 126 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり変更した旨の届出があった。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成26年 7月1日	ヤマグチ薬局浦島店	(新) 神奈川県浦島町4番地の17	薬局
		(旧) 神奈川県浦島町4番地の15	

横浜市告示第 127 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成30年10月20日	陽だまり薬局ア 일랜드店	鶴見区平安町2丁目 28番地の1	薬局
平成29年3月31日	大村薬局 上野 町店	中区上野町2丁目74 番地	同
平成31年1月10日	薬樹薬局狩場	保土ヶ谷区狩場町21 8番地の8	同

横 浜 市 告 示 第 128 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として、次のとおり指定した。

平成31年3月15日

横 浜 市 長 林 文 子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成31年3月1日	医療法人社団元気会 横浜病院	緑区寺山町729番地	病院又は診療所
同	医療法人みらいみらい在宅クリニック	南区浦舟町2丁目22番地	同
同	医療法人みらいみらい在宅クリニック港南	港南区芹が谷四丁目23番17号	同
同	野のすみれクリニック リハビリテーション科	港北区大曾根一丁目20番16号	同
同	有限会社すずらん薬局 東山田店	都筑区東山田町249番地の1	薬局
同	みすずが丘薬局	青葉区あざみ野南四丁目5番地の3	同
同	シンワ薬局 能見台店	金沢区能見台通9番30号	同
同	クリエイト薬局 磯子 滝頭店	磯子区滝頭二丁目31番18号	同
同	クリエイト薬局 旭東 希望が丘店	旭区東希望が丘9番地の1	同
同	アイセイ薬局 大倉山 商店街店	港北区大倉山三丁目41番22号	同
同	カメイ調剤薬局 三ツ 池口店	鶴見区北寺尾四丁目1番3号	同
同	ツクイ横浜訪問看護ステーション	戸塚区戸塚町36番地の4	訪問看護
同	アミカ横浜訪問看護ステーション	青葉区美しが丘一丁目12番地の18	同
同	ヒューマン訪問看護ステーション港北	港北区高田西四丁目3番7号	同

横 浜 市 告 示 第 129 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (精 神 通 院 医 療)
 の 変 更

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (精 神 通 院 医 療) か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 31 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
平 成 30 年 12 月 1 日	(新) 医 療 法 人 沖 縄 徳 洲 会 日 野 病 院	港 南 区 日 野 三 丁 目 9 番 3 号	病 院 又 は 診 療 所
	(旧) 医 療 法 人 正 和 会 日 野 病 院		

横浜市告示第 130 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成30年12月31日	神経科内科佐藤病院	鶴見区寺谷二丁目1番13号	病院又は診療所
平成31年1月10日	薬樹薬局 狩場	保土ヶ谷区狩場町218番地の8	薬局
平成29年12月31日	有限会社さかえ薬局	磯子区栗木二丁目1番7号	同
平成28年11月30日	佐々木病院 鶴見南訪問看護ステーション	鶴見区岸谷一丁目11番10号	訪問看護

横 浜 市 告 示 第 131 号

自 転 車 等 放 置 禁 止 区 域 の 変 更

横 浜 市 自 転 車 等 の 放 置 防 止 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 60 年 4 月 横 浜 市 条 例 第 16 号 ） 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 自 転 車 等 放 置 禁 止 区 域 を 次 の と お り 変 更 す る 。

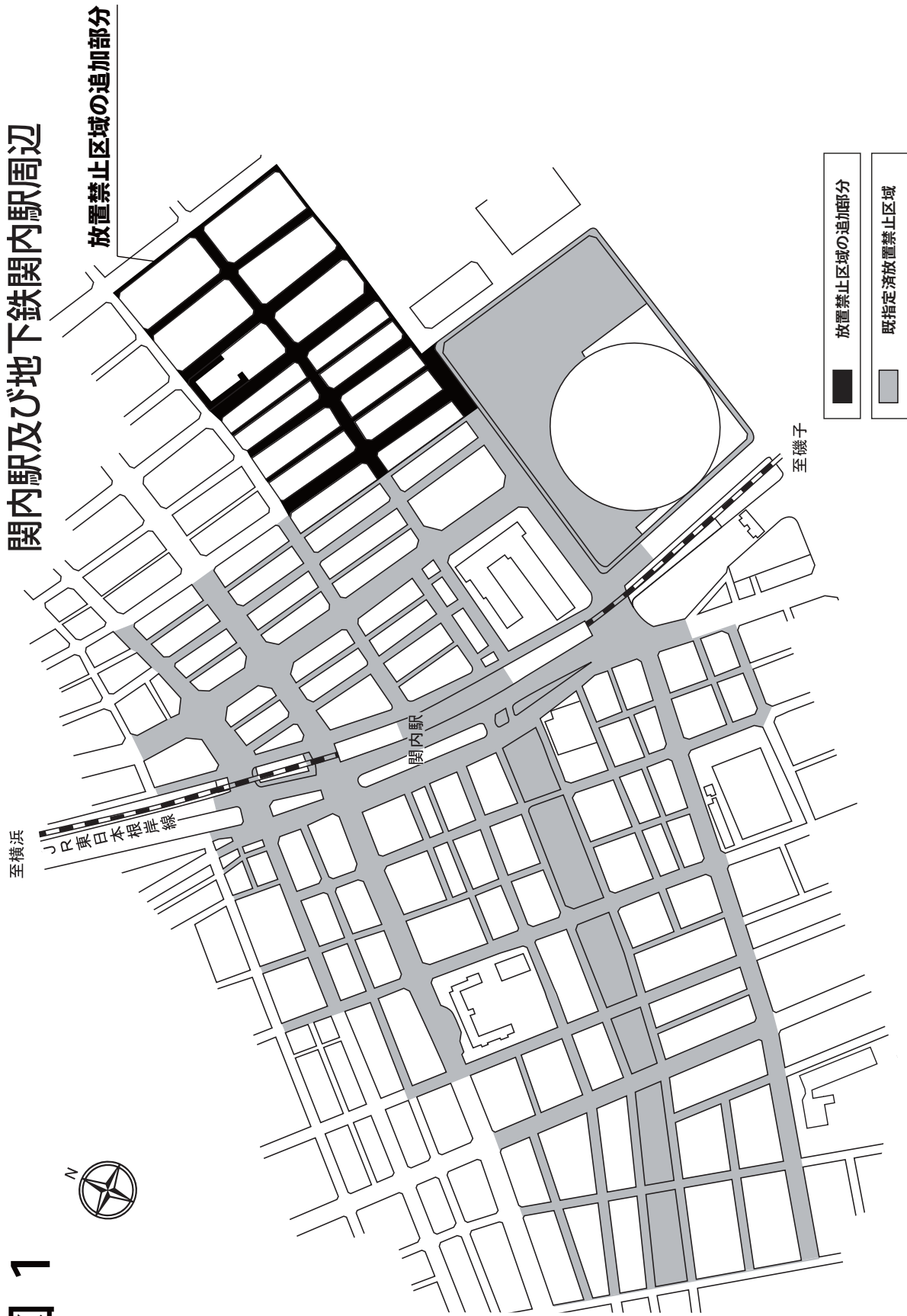
平 成 31 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	変 更 す る 指 定 場 所	
	指 定 区 域 名	区 域 図
平 成 31 年 4 月 1 日	関 内 駅 周 辺	別 図 1 の と お り
	金 沢 八 景 駅 周 辺	別 図 2 の と お り

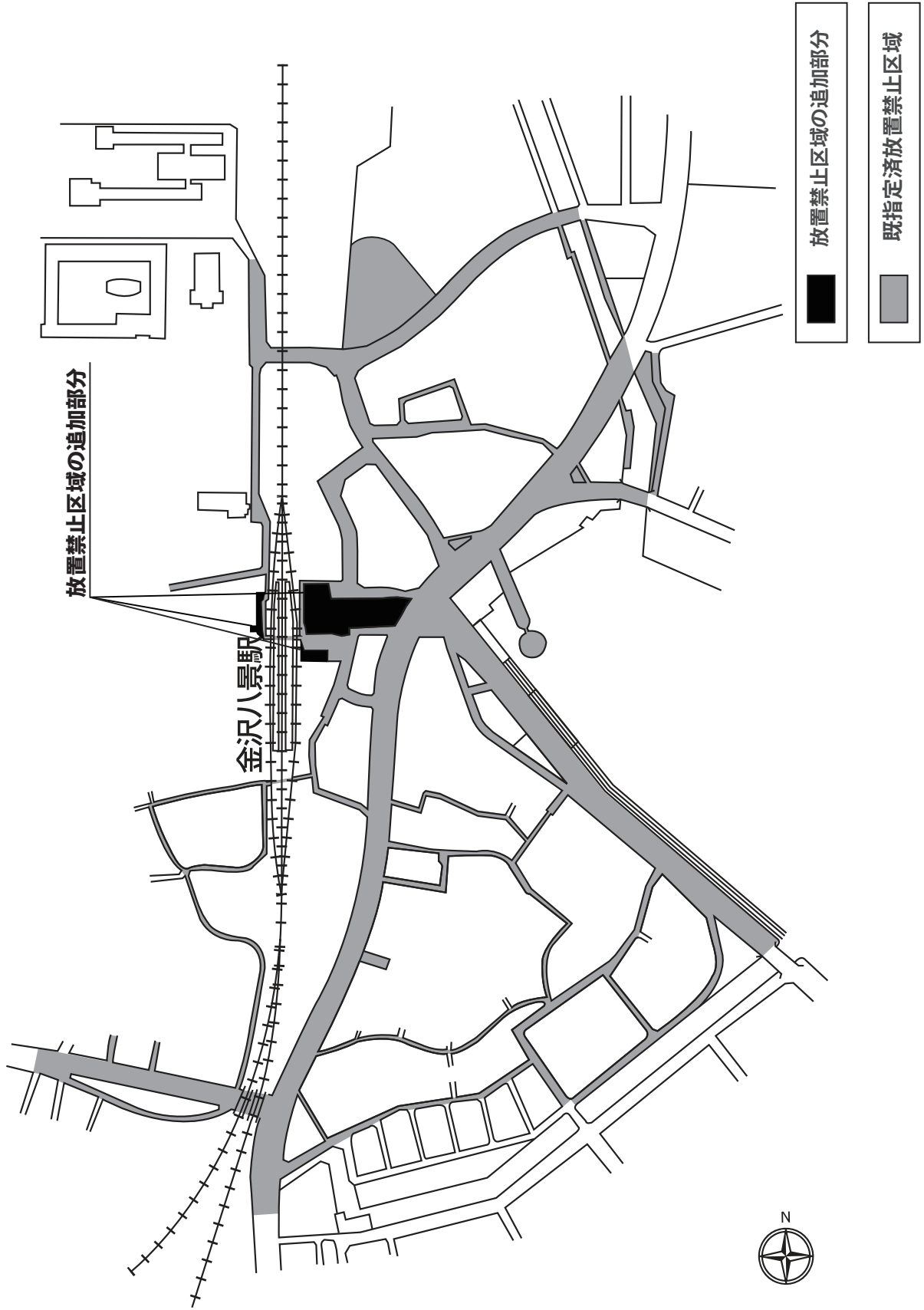
別図 1

関内駅及び地下鉄関内駅周辺



金沢八景駅周辺

別図2



横浜市告示第 132 号

車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づく道路の指定

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を、次のとおり指定する。

平成 31 年 3 月 15 日

横浜市長 林 文子

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
市道峰沢 2 号線	神奈川県羽沢町 83 番の 2 地先から 同 区三枚町 613 番の 1 地先まで
市道片倉 393 号線	神奈川県羽沢町 3 番の 5 地先から 同 区三枚町 619 番の 1 地先まで
県道横浜生田	神奈川県片倉町 2 丁目 819 番の 1 地先から 同 区三枚町 652 番の 1 地先まで
市道大黒橋通	鶴見区大黒ふ頭 1 番の 74 地先から 同 区大黒町 45 番の 9 地先まで

2 指定する期日

平成 31 年 4 月 1 日

横浜市告示第 133 号

市道路線の認定

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、次のように市道路線を認定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

路線名	起 終	点 点
末吉橋 第314号線	鶴見区梶山二丁目 391番の6地先 同 区同 416番の21地先	
鶴見 第347号線	鶴見区寛政町72番地先 同 区同 町84番地先	
菅田 第339号線	神奈川区菅田町 748番の17地先 同 区同 町 745番の3地先	
菅田 第340号線	神奈川区菅田町 727番の17地先 同 区同 町 728番の29地先	
山下町 第415号線	中区諏訪町28番地先 同区同 町26番の10地先	
上大岡 第608号線	南区大岡五丁目 1,251番の5地先 同区同 1,242番の8地先	
六ツ川 第548号線	港南区芹が谷二丁目 1,060番の2地先 同 区同 同 番の11地先	
希望が丘 第544号線	旭区中希望が丘15番の6地先 同区同 同番の19地先	
磯子 第386号線	磯子区岡村一丁目 272番の1地先 同 区同 同 番の20地先	
杉田 第707号線	磯子区上中里町 824番の15地先 同 区同 町同 番の19地先	
谷津 第535号線	金沢区寺前一丁目30番の1地内 同 区寺前二丁目 328番地内	
菊名	港北区富士塚二丁目 2,062番の7地先	

第 530 号線	同 区同 2,059 番の 1 地先
菊名 第 531 号線	港北区富士塚二丁目 2,059 番の 8 地先 同 区同 2,058 番の 13 地先
俣野 第 366 号線	戸塚区深谷町 1,274 番の 28 地先 同 区同 町同 番の 24 地先
上飯田 第 370 号線	泉区和泉中央北五丁目 4,618 番地内 同区同 4,774 番の 1 地先
下瀬谷 第 543 号線	瀬谷区宮沢三丁目 6 番の 14 地先 同 区同 同番の 15 地先

横浜市告示第 134 号

市道路線の廃止

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道路線を廃止する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

路線名	起 終	点 点
田島 第4号線	鶴見区寛政町83番の1地先 同 区同 町72番地先	
菅田 第17号線	神奈川区菅田町 754 番の11地先 同 区同 町 727 番の22地先	
菅田 第21号線	神奈川区菅田町 727 番の5地先 同 区同 町 754 番の6地先	
菅田 第30号線	神奈川区菅田町 750 番の1地先 同 区同 町 748 番の23地先	
山下町 第224号線	中区諏訪町28番地先 同区同 町26番の9地先	
井土ヶ谷 第441号線	南区中里三丁目 265 番の1地先 同区同 272 番の1地先	
上大岡 第152号線	南区大岡五丁目 1,241 番の1地先 同区同 2,274 番地先	
柏尾 第363号線	港南区下永谷三丁目 2,687 番地先 同 区同 2,689 番の2地先	
柏尾 第573号線	港南区下永谷三丁目 2,688 番地先 同 区同 2,689 番の2地先	
柏尾 第479号線	港南区下永谷二丁目 1,664 番地先 同 区同 1,661 番地先	
磯子 第34号線	磯子区岡村一丁目 272 番の20地先 同 区同 同 番の1地先	
菊名	港北区富士塚二丁目 2,058 番の5地先	

第 295 号線	同 区同 同 番の13地先
恩田 第 431 号線	青葉区恩田町 1,928 番の 2 地先 同 区同 町 1,814 番地先
荏田北部 第 399 号線	都筑区荏田南町 771 番の 3 地先 同 区同 町 785 番地先
品濃 第 132 号線	戸塚区品濃町 1,118 番地先 同 区同 町 1,110 番地先
下倉田 第 331 号線	戸塚区戸塚町 918 番の 1 地先 同 区同 町 939 番の 1 地先
下倉田 第 332 号線	戸塚区戸塚町 934 番の 1 地先 同 区同 町 943 番の 1 地先
上飯田 第 310 号線	泉区和泉中央北五丁目 4,618 番地先 同区同 4,627 番の 4 地先
和泉町 第 451 号線	泉区和泉中央南一丁目 2,796 番の 7 地内 同区同 2,795 番の 25 地先
中田 第 356 号線	泉区中田南四丁目 1,024 番の 1 地内 同区同 1,019 番地内
中田 第 363 号線	泉区中田南四丁目 990 番の 7 地内 同区同 同 番の 5 地内

横浜市告示第 135 号

市道区域の決定及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の決定及び供用開始の期日

平成31年3月15日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
末吉橋 第314号線	鶴見区梶山二丁目391番の6地先から 同 区同 416番の21地先まで	m 4.50 ないし 4.55	m 67.74
菅田 第339号線	神奈川区菅田町748番の17地先から 同 区同 町745番の3地先まで	6.51 ないし 7.02	211.46
菅田 第340号線	神奈川区菅田町727番の17地先から 同 区同 町728番の29地先まで	4.52	47.15
山下町 第415号線	中区諏訪町28番地先から 同区同 町26番の10地先まで	1.88 ないし 1.89	15.55
上大岡 第608号線	南区大岡五丁目1,251番の5地先から 同区同 1,242番の8地先まで	1.83 ないし 1.87	25.85
六ツ川 第548号線	港南区芹が谷二丁目1,060番の2地先から 同 区同 同 番の11地先まで	6.50	527.79
希望が丘 第544号線	旭区中希望が丘15番の6地先から 同区同 同番の19地先まで	4.53	19.48
磯子 第386号線	磯子区岡村一丁目272番の1地先から 同 区同 同 番の20地先まで	1.82 ないし 1.83	23.21
杉田 第707号線	磯子区上中里町824番の15地先から 同 区同 町同 番の19地先まで	5.50	74.09

菊名 第 530 号線	港北区富士塚二丁目 2,062 番の 7 地先から 同 区同 2,059 番の 1 地先まで	5.50 ないし 5.52	202.37
菊名 第 531 号線	港北区富士塚二丁目 2,059 番の 8 地先から 同 区同 2,058 番の 13 地先まで	4.50 ないし 5.51	23.88
俣野 第 366 号線	戸塚区深谷町 1,274 番の 28 地先から 同 区同 町同 番の 24 地先まで	4.50	40.41
上飯田 第 370 号線	泉区和泉中央北五丁目 4,618 番地内から 同区同 4,774 番の 1 地先まで	5.78 ないし 6.50	123.82
下瀬谷 第 543 号線	瀬谷区宮沢三丁目 6 番の 14 地先から 同 区同 同番の 15 地先まで	5.52	87.85

横 浜 市 告 示 第 136 号

市 道 区 域 の 決 定

道 路 法 (昭 和 27 年 法 律 第 180 号) 第 18 条 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の ように道路の区域を決定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平 成 31 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 道 路 区 域 の 決 定 の 期 日

平 成 31 年 3 月 15 日

2 路 線 名 及 び 道 路 の 区 域

路 線 名	区 間	幅 員	延 長
鶴見 第 347 号線	鶴見区寛政町72番地先から 同 区同 町84番地先まで	m 3.37	m 17.90
谷津 第 535 号線	金沢区寺前一丁目30番の1地内から 同 区寺前二丁目 328 番地内まで	15.00	425.00

横浜市告示第 137 号

市道区域の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域の供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文 子

1 道路区域の供用開始の期日

平成31年3月15日

2 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	幅 員	延 長
深谷 第342号線	戸塚区戸塚町 1,378 番の4地先から 同 区同 町 1,313 番の6地先まで	m 0.76 ないし 1.93	m 28.48

横浜市告示第 138 号

県道区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の変更の期日

平成31年3月15日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
東京丸子横浜	旧	港北区綱島東四丁目 854 番の 8 地先から 同 区綱島東二丁目 1,085 番の 6 地内まで	11.78 ないし 20.00 m	781.56 m
	新	同	20.00 ないし 22.00	同

横浜市告示第 139 号

市道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

平成31年3月15日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区 間	幅 員	延 長
師岡 第149号線	旧	鶴見区獅子ヶ谷一丁目 1,126 番の3地先から 同 区同 1,019 番の243地先 まで	m 7.25	m 6.02
	新	同	同	同
鶴見駅三ツ 沢線	旧	神奈川区松見町4丁目 543 番の6地先から 同 区同 町3丁目 543 番の12地先まで	9.07 ないし 9.08	12.32
	新	同	13.76 ないし 14.38	同
東本郷 第450号線	旧	神奈川区菅田町 1,005 番地先から 同 区同 町748 番の7地先まで	2.75 ないし 2.90	79.83
	新	同	4.13 ないし 4.88	同
菅田 第19号線	旧	神奈川区菅田町 748 番の17地先から 同 区同 町 1,017 番の45地先まで	2.78 ないし 7.02	76.01
			4.15	

	新	同	ないし 7.52	同
菅田 第20号線	旧	神奈川区菅田町 755 番の 1 地先から 同 区同 町 727 番の 12 地先まで	2.11 ないし 2.20	60.25
	新	同	3.34 ないし 3.83	同
菅田 第32号線	旧	神奈川区菅田町 728 番の 16 地先から 同 区同 町 742 番の 4 地先まで	3.15 ないし 6.65	53.52
	新	同	3.88 ないし 7.26	同
菅田 第89号線	旧	神奈川区菅田町 728 番の 1 地先から 同 区同 町 739 番の 25 地先まで	2.02 ないし 2.04	16.05
	新	同	3.27 ないし 3.28	同
片倉 第 458 号線	旧	神奈川区神大寺四丁目 380 番地先から 同 区同 406 番の 2 地先まで	1.83 ないし 1.93	93.35
	新	同	3.66 ないし 4.56	同
高島台 第 107 号線	旧	神奈川区鶴屋町 2 丁目 37 番の 7 地先から 西区南幸一丁目 15 番の 1 地先まで	11.11 ないし 11.13	25.80
	新	同	16.72	25.92
山下町 第 270 号線	旧	中区千代崎町 2 丁目 71 番の 7 地先から 同区山手町 124 番の 9 地先まで	3.94 ないし 4.16	6.80
	新	同	3.97 ないし 4.24	同
	旧	南区花之木町 3 丁目 48 番の 1 地先から	13.10 ないし	75.37

保土ヶ谷 第 528 号線		同区同 町 2 丁目 47 番の 1 地先まで	13.20	
	新	同	13.34 ないし 13.66	同
六ツ川 第 452 号線	旧	港南区芹が谷二丁目 1,060 番の 2 地先から 同 区同 1,101 番の 11 地先まで	5.36 ないし 6.77	170.69
	新	同	6.70 ないし 8.01	同
杉田 第 482 号線	旧	磯子区上中里町 824 番の 15 地先から 同 区同 町 822 番地先まで	4.62 ないし 5.73	26.45
	新	同	5.42 ないし 5.77	同
日吉 第 136 号線	旧	港北区日吉本町二丁目 2,025 番の 1 地先から 同 区同 2,008 番の 1 地先まで	3.63 ないし 3.87	37.37
	新	同	4.52 ないし 4.83	同
箕輪 第 100 号線	旧	港北区箕輪町三丁目 396 番の 1 地先から 同 区同 320 番の 2 地先まで	6.13 ないし 6.14	69.56
	新	同	7.02	同
箕輪 第 100 号線	旧	港北区箕輪町二丁目 663 番の 2 地先から 同 区同 682 番の 2 地先まで	6.36 ないし 6.38	64.01
	新	同	8.40 ないし 8.41	同
箕輪 第 101 号線	旧	港北区箕輪町三丁目 372 番の 1 地先から 同 区同 322 番の 1 地先まで	6.17	43.66
			7.06	

	新	同	ないし 7.07	同
菊名 第291号線	旧	港北区富士塚二丁目 2,062番の25地先から 同 区同 2,058番の11地先まで	2.60 ないし 3.56	4.49
	新	同	4.51 ないし 4.52	同
北寺尾 第166号線	旧	港北区菊名三丁目 260番の2地先から 同 区同 280番の15地先まで	3.16 ないし 3.17	28.03
	新	同	5.51 ないし 6.95	同
大場町 第178号線	旧	青葉区鉄町 1,194番の3地先から 同 区同町 1,224番の1地先まで	4.10 ないし 4.43	27.94
	新	同	4.10 ないし 4.96	同
荏田北部 第398号線	旧	都筑区荏田南町 4,232番地先から 同 区同 町771番の1地先まで	2.73	53.77
	新	同	3.84 ないし 4.99	同
東山田 第340号線	旧	都筑区東山田町 106番の3地先から 同 区同 町68番の3地先まで	2.62 ないし 2.67	19.79
	新	同	4.51	同
川和 第238号線	旧	都筑区川和町18番の1地先から 同 区同 町61番の1地先まで	1.79 ないし 2.81	30.26
	新	同	3.18 ないし 3.73	同
	旧	戸塚区深谷町 1,274番の19地先から	2.82 ないし	67.02

俣野 第168号線		同 区同 町 1,221 番の15地先まで	3.82	
	新	同	3.65 ないし 4.50	同
下倉田 第502号線	旧	戸塚区下倉田町 761 番の21地先	4.00 ないし 4.73	13.14
	新	同	4.50 ないし 5.00	同
飯島 第257号線	旧	栄区飯島町 2,240 番地先から 同区同 町 2,275 番地先まで	2.38 ないし 3.41	82.32
	新	同	3.81 ないし 4.78	82.22
笠間 第68号線	旧	栄区笠間三丁目 406 番の3地先から 同区同 392 番の1地先まで	3.63 ないし 4.01	49.25
	新	同	4.50 ないし 4.51	同
上飯田 第243号線	旧	泉区和泉中央北五丁目 4,607 番の3地内から 同区和泉中央北四丁目 4,554 番の3地先まで	7.12	39.29
	新	同	9.31 ないし 18.70	同
上飯田 第315号線	旧	泉区和泉中央北五丁目 4,621 番の2地先から 同区和泉中央北四丁目 4,604 番の5地先まで	5.01	5.91
	新	同	同	同
和泉町	旧	泉区和泉中央南三丁目 3,864 番の71地先から 同区同 3,880 番の6地先まで	3.64 ないし 3.69	15.55

第 106 号線		で		
	新	同	4.08 ないし 4.50	同
上瀬谷 第 158 号線	旧	瀬谷区相沢七丁目 29 番の 1 地先から 同 区同 28 番の 40 地先まで	3.16 ないし 4.53	35.81
	新	同	4.50 ないし 4.53	同
上瀬谷 第 158 号線	旧	瀬谷区相沢七丁目 21 番の 2 地先から 同 区同 28 番の 38 地先まで	4.49	6.25
	新	同	4.50	同
上瀬谷 第 159 号線	旧	瀬谷区相沢七丁目 28 番の 30 地先から 同 区同 同番の 35 地先まで	2.89 ないし 4.00	46.63
	新	同	4.50	同
上瀬谷 第 208 号線	旧	瀬谷区相沢三丁目 18 番の 5 地先から 同 区同 17 番の 21 地先まで	3.70 ないし 3.85	25.85
	新	同	4.55 ないし 4.60	同
上瀬谷 第 313 号線	旧	瀬谷区相沢三丁目 14 番の 2 地先から 同 区同 17 番の 17 地先まで	2.70 ないし 2.90	17.39
	新	同	3.60 ないし 3.70	同
下瀬谷 第 116 号線	旧	瀬谷区宮沢三丁目 6 番の 14 地先から 同 区同 5 番の 4 地先まで	4.53 ないし 4.56	63.69
	新	同	6.18	同

横浜市告示第140号

市道区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の変更の期日

平成31年3月15日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
菅田 第25号線	旧	神奈川区菅田町745番の5地先から 同 区同 町1,018番の5地先まで	6.51 ないし 8.66	19.85
	新	同	6.51 ないし 6.62	同
大岡岡村線	旧	南区大岡四丁目1,610番の1地内から 同区大岡三丁目1,745番の10地内まで	7.87 ないし 8.21	320.06
	新	同	15.00 ないし 16.72	同
笹下 第520号線	旧	港南区笹下五丁目3,758番の1地先から 同 区笹下四丁目3,678番の3地内まで	7.52 ないし 9.08	38.96
	新	同	7.58 ないし 11.39	同
谷津 第423号線	旧	金沢区寺前一丁目5番の24地先から 同 区同 28番の7地内まで	12.81 ないし 15.14	135.00
	新	同	15.00 ないし	同

			24.19	
深谷 第342号線	旧	戸塚区戸塚町1,378番の4地先から 同区同町1,313番の9地先まで	16.00	24.75
	新	同	17.04	同

横浜市告示第 141 号

帷子川水系の河川の指定の変更に関する告示

河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項の規定に基づき、同法中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する河川の指定を次のとおり変更する。

その関係図面は、横浜市道路局河川部河川管理課において縦覧に供する。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

1 河川の名称及び指定を変更する区間

水系の名称	河川の名称	旧・新	河川の区間		
			起 点	終 点	
帷子川	新井川	旧	左岸 保土ケ谷区新井町48番の1地先	旭区川島町 2,896番の1地先	帷子川合流点
			右岸 旭区白根二丁目41番の60地先	同区白根二丁目18番の15地先	
		新	同	旭区西川島町1番の10地先	帷子川合流点
				同区同町3番の6地先	

2 指定を変更する年月日

平成31年3月15日

横浜市告示第 142 号

横浜市都市計画マスタープラン神奈川区プランの公表

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づき、横浜市都市計画マスタープラン神奈川区プランを決定したので、その関係図書を横浜市神奈川区役所総務部区政推進課及び横浜市都市整備局地域まちづくり部地域まちづくり課において公表する。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

横 浜 市 告 示 第 143 号

横 浜 市 都 市 計 画 マ ス タ ー プ ラ ン 保 土 ケ 谷 区 プ ラ ン の 公 表

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 18 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に
基 づ き 、 横 浜 市 都 市 計 画 マ ス タ ー プ ラ ン 保 土 ケ 谷 区 プ ラ ン を 決 定 し
た の で 、 そ の 関 係 図 書 を 横 浜 市 保 土 ケ 谷 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課 及
び 横 浜 市 都 市 整 備 局 地 域 ま ち づ ぐ り 部 地 域 ま ち づ ぐ り 課 に お い て 公
表 す る 。

平 成 31 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

公告

横浜市公告第144号（平成31年3月7日揭示済）

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業環境影響評価書の縦覧

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第21条第2項及び第25条第3項の規定に基づき、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、法第27条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成31年3月7日

横浜市長 林 文子

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
国土交通省関東地方整備局
国土交通省関東地方整備局長 石原 康弘
さいたま市中央区新都心2番地の1
横浜市
横浜市長 林 文子
中区港町1丁目1番地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 対象事業の名称
横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業
 - (2) 対象事業の種類
公有水面の埋立て
 - (3) 対象事業の規模
面積 約 140 へクタール
- 3 対象事業が実施されるべき区域
中区本牧ふ頭地先海域
- 4 関係地域の範囲
中区かもめ町、北方町、小港町、新山下一丁目から新山下三丁目まで、諏訪町、千鳥町、千代崎町、豊浦町、錦町、本郷町、本牧大里町、本牧三之谷、本牧十二天、本牧町、本牧原、本牧ふ頭、本牧間門、本牧宮原、本牧元町、本牧和田、南本牧、山下町278番地、山下町279番地、山手町及び和田山並びに鶴見区大黒ふ頭
- 5 評価書等の縦覧の場所、期間及び時間
次の場所、期間及び時間で縦覧することができる。
なお、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
 - (1) 事業者による縦覧

ア 国土交通省関東地方整備局情報公開室
 中区北仲通5丁目57番地 横浜第二合同庁舎13階
 平成31年3月7日から平成31年4月8日まで
 午前9時30分から午後5時30分まで

イ 国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所閲覧室
 西区みなとみらい六丁目3番7号
 平成31年3月7日から平成31年4月8日まで
 午前9時30分から午後5時30分まで

ウ 横浜市港湾局政策調整部政策調整課
 中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階
 平成31年3月7日から平成31年4月8日まで
 午前8時45分から午後5時15分まで

エ 横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課
 中区真砂町2丁目22番地
 平成31年3月7日から平成31年4月8日まで
 午前8時45分から午後5時15分まで

オ 横浜市鶴見区役所総務部区政推進課
 鶴見区鶴見中央三丁目20番1号
 平成31年3月7日から平成31年4月8日まで
 午前8時45分から午後5時まで

カ 横浜市中区役所総務部区政推進課
 中区日本大通35番地
 平成31年3月7日から平成31年4月8日まで
 午前8時45分から午後5時まで

(2) 関係都道府県の条例による縦覧

ア 神奈川県環境農政局環境部環境計画課
 中区日本大通1番地
 平成31年3月8日から平成31年4月8日まで
 午前8時30分から午後5時15分まで

イ 神奈川県政策局政策部情報公開広聴課横浜駐在事務所
 神奈川県鶴屋町2丁目24番地の2 かながわ県民センター
 2階
 平成31年3月8日から平成31年4月8日まで
 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 神奈川県政策局政策部情報公開広聴課川崎駐在事務所
 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア東館2階
 平成31年3月8日から平成31年4月8日まで
 午前8時30分から午後5時15分まで

エ 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター環境部
 横須賀市日の出町2丁目9番地の19

平成31年3月8日から平成31年4月8日まで
午前8時30分から午後5時15分まで
オ 神奈川県県央地域県政総合センター環境部
厚木市水引2丁目3番1号

平成31年3月8日から平成31年4月8日まで
午前8時30分から午後5時15分まで
カ 神奈川県湘南地域県政総合センター環境部
平塚市西八幡1丁目3番1号

平成31年3月8日から平成31年4月8日まで
午前8時30分から午後5時15分まで
キ 神奈川県県西地域県政総合センター環境部
小田原市荻窪 350 番地の 1

平成31年3月8日から平成31年4月8日まで
午前8時30分から午後5時15分まで

6 ホームページによる閲覧

評価書等は、次のホームページで閲覧することができる。

- (1) 国土交通省関東地方整備局港湾空港部ホームページ
<http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/index.html>
- (2) 国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所ホームページ
<http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/keihin>
- (3) 横浜市港湾局ホームページ
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/>
- (4) 横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課ホームページ
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/asesu/>

				とする。
--	--	--	--	------

横浜市公告第 146 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成31年 2月28日	特定非営利活動法人 レイト・サービス スプレイト・サービス スプレイト・サービス	北村千賀	西区久保町 4番12号	変更前 この法人は療養、在宅で療養する方、養育者、障害児・者、介護者、訪問看護事業者、生活者の総合的支援の法律に基づく事業、支援、相談、レイト・サービスに業を在宅及び健康のことに
				変更後 この法人は療養する方、

<p>、者医に看及び日をを支め基福ス移業援童基児事のト・に業在及健のにこと 児・、法問及の及活にたに害ビ、事支児に害援族イ談ど事、者の活上る目的 病児し険訪業者生活生的る律障一業援談、法障支家パ相なるい養族生向す目。 に害対保る事害生社会合す法くサ事支相業祉く談、スび発す行療家との与をる。 特障に療よ護障常社総援のづ祉等動、事福づ相業レ及啓関を宅び康質寄とす</p>				
--	--	--	--	--

横浜市公告第 147 号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

届出事項	届出内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	センター南駅光ビル 都筑区茅ヶ崎中央1番2号
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社光製作所 代表取締役 安岡 定二 東京都荒川区東尾久4丁目7番1号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	相鉄ローゼン株式会社 代表取締役 長谷川 正 昭 西区北幸二丁目9番14号 ほか
大規模小売店舗の新設をする日	平成31年10月16日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	2,859 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 92台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 143台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 140.4 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 29.68 m ³
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前8時（ただし相鉄ローゼン株式会社は午前6時） 閉店時刻 午後10時（ただし相鉄ローゼン株式会社は翌午前1時15分）
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前5時30分から翌午前1時45分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口2か所、出口2か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後11時まで

(添付図面は省略)

2 届出年月日

平成31年2月15日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

都筑区茅ヶ崎中央32番1号

横浜市都筑区役所総務部区政推進課

横浜市公告第148号

配慮市長意見見解書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号）第12条第1項の規定に基づき、（仮称）横濱ゲートタワープロジェクトに係る配慮市長意見見解書の提出があったので、同条第2項の規定に基づき、当該配慮市長意見見解書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

1 計画段階事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

鹿島建設株式会社

代表取締役社長 押 味 至 一

東京都港区元赤坂1丁目3番1号

住友生命保険相互会社

代表執行役 佐 藤 義 雄

大阪府中央区城見1丁目4番35号

三井住友海上火災保険株式会社

代表取締役 原 典 之

東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地

2 事業の名称

（仮称）横濱ゲートタワープロジェクト

3 事業を実施しようとする区域

西区高島一丁目2番の50ほか

4 縦覧場所

中区真砂町2丁目22番地

横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課

西区中央一丁目5番10号

横浜市西区役所総務部区政推進課

5 縦覧期間

平成31年3月15日から平成31年3月29日まで

横 浜 市 公 告 第 149 号

事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 38
条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 （ 仮 称 ） 小 柴 貯 油 施 設 跡 地 公 園 整 備 計 画
に 係 る 事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出 が あ っ た 。

平 成 31 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 150 号

事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 38
条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 高 速 横 浜 環 状 北 西 線 事 業 に 係 る 事 後 調 査
結 果 報 告 書 の 提 出 が あ っ た 。

平 成 31 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 151 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 14 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 申 請 さ れ た 次 の 土 地 の 区 域 に つ い て 、 同 法 第 11 条 第 1 項 の 規 定
に 基 づ き 、 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質
の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て
指 定 す る 。

平 成 31 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
西 区 み な と み ら い 五 丁 目 1 番 の 3 、 1 番 の 33 及 び 1 番 の 34
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類
砒 素 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 152 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

平 成 31 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地

瀬 谷 区 瀬 谷 四 丁 目 4 番 の 7 及 び 4 番 の 7 に 隣 接 す る 筆 界 未 定 （
2,449 番 の 2 、 2,450 番 の 2 、 2,453 番 の 3 、 2,467 番 の 2 、 2,
468 番 の 2 、 2,471 番 の 2 及 び 無 番 地 ） の 各 一 部

2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類

テ トラ ク ロ ロ エ チ レ ン

横 浜 市 公 告 第 153 号

公 園 の 設 置

都 市 公 園 法 (昭 和 31 年 法 律 第 79 号) 第 2 条 の 2 の 規 定 に 基 づ き 、
次 の と お り 公 園 を 設 置 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 31 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

公 園 の 名 称	位 置	区 域	面 積	主 な 公 園 施 設	供 用 開 始 の 期 日
最 戸 一 丁 目 公 園	港 南 区 最 戸 一 丁 目 85 番	別 図 の と お り	1,304 m ²	滑 り 台 、 鉄 棒 、 ベ ン チ 、 水 飲 み	平 成 31 年 3 月 16 日
芹 が 谷 二 丁 目 第 二 公 園	港 南 区 芹 が 谷 二 丁 目 1, 060 番 の 12	別 図 の と お り	1,091 m ²	滑 り 台 、 鉄 棒 、 ベ ン チ 、 水 飲 み	平 成 31 年 3 月 15 日
泥 亀 公 園	金 沢 区 泥 亀 二 丁 目 75 番 の 1	別 図 の と お り	3,100 m ²	ジ ャ ン グ ル ジ ム 、 ベ ン チ 、 水 飲 み 、 広 場 、 ロ ン グ パ ー ク	平 成 31 年 3 月 18 日

別 図 (省 略)

横 浜 市 公 告 第 154 号

公 園 の 区 域 の 変 更

横 浜 市 公 園 条 例 （ 昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号 ） 第 3 条 第 1 項
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 区 域 を 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 31 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

公 園 の 名 称	位 置	変 更 に 係 る 区 域	面 積		変 更 年 月 日
			新	旧	
本 郷 三 丁 目 公 園	瀬 谷 区 本 郷 三 丁 目 21 番 の 3	別 図 の と お り	5,305 m ²	2,497 m ²	平 成 31 年 3 月 15 日

別 図 （ 省 略 ）

横浜市公告第 155 号

排水設備指定工事店の指定申請の受付

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第2条に規定する排水設備指定工事店の指定申請を次のとおり受け付ける。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

- 1 受付時期及び指定年月日
平成31年4月12日まで受付分（平成31年6月1日指定）
平成31年7月12日まで受付分（平成31年9月1日指定）
平成31年10月11日まで受付分（平成31年12月1日指定）
平成32年1月10日まで受付分（平成32年3月1日指定）
- 2 受付方法
受付先の窓口へ持参
- 3 受付先
中区真砂町2丁目22番地
横浜市環境創造局下水道管路部管路保全課（関内中央ビル7階）
- 4 指定申請書に添付する書類
 - (1) 登記事項証明書（法人の場合）
 - (2) 定款又は寄附行為の写し（法人の場合）
 - (3) 登記されていないことの証明書（代表者のもの）
 - (4) 身分証明書（代表者のもの）
 - (5) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（代表者のもの）
 - (6) 専属する排水設備工事責任技術者の神奈川県下水道協会が交付した下水道排水設備工事責任技術者合格証又は修了証のいずれかの写し（有効期間内のものに限る。）
 - (7) 専属する排水設備工事責任技術者の雇用関係を証する書類の写し
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 5 問合せ先
横浜市環境創造局下水道管路部管路保全課

横浜市公告第 156 号

排水設備指定工事店の指定

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）に規定する排水設備指定工事店として、次のとおり指定した。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

1 排水設備指定工事店

指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
11656	株式会社サンユウ	三浦友昭	神奈川区六角橋二丁目16番7号
11657	高津戸建設工業株式会社	高津戸 實	港南区日野四丁目50番8号
11658	結工業株式会社	福田寛美	保土ヶ谷区川島町1,572番地の1
11659	株式会社プログレス	関 希	保土ヶ谷区星川三丁目22番28号
11660	有限会社グローバンス	田村真也	旭区善部町99番地の1
11661	蒲工株式会社	蒲谷規夫	港北区北新横浜二丁目5番地の12
30559	アクアシステムズ大設合同会社瀬谷営業所	大里 誉士人	瀬谷区阿久和南四丁目3番地の14
30560	槻館設備	槻館雄太	相模原市南区相武台1丁目15番9号

2 指定有効期間

平成31年3月1日から平成35年10月31日まで

横 浜 市 公 告 第 157 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 31 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
平 成 31 年 2 月 28 日	30526	(新) ひ な ゆ 合 同 会 社	(新) 依 田 博 樹	(新) 神 奈 川 区 反 町 2 丁 目 14 番 地 の 1
		(旧) 株 式 会 社 ア シ ス ト	(旧) 高 橋 俊 一	(旧) 神 奈 川 区 反 町 1 丁 目 5 番 地 の 12
平 成 31 年 2 月 1 日	30057	積 和 建 設 西 東 京 株 式 会 社 南 工 事 セ ン タ ー	山 田 孝 司	(新) 都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 二 丁 目 2 番 10 号
				(旧) 都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 八 丁 目 36 番

横 浜 市 公 告 第 158 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 9 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

平 成 31 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
30274	柳 建 設 株 式 会 社	港 南 区 野 庭 町 2,410 番 地	平 成 31 年 2 月 6 日

横浜市公告第 159 号

横浜国際港都建設計画道路事業予定地の指定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第55条第1項の規定により、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部を次のとおり事業予定地として指定する。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

- 1 都市計画施設の種別及び名称
横浜国際港都建設計画道路
3・2・1号横浜藤沢線（下倉田・本郷台地区）
- 2 指定に係る土地の区域
栄区本郷台三丁目 2,750 番の1の一部

横 浜 市 公 告 第 160 号

事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方
都市計画法（昭和43年法律第100号）第55条第1項の規定により
、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として
指定されたことに伴い、同法第56条第1項の規定による土地の買取
りの申出の相手方を次のとおり定める。

平成31年3月15日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 土地の買取りの申出の相手方の住所及び氏名
中区港町1丁目1番地
横浜市長 林 文 子
- 2 申出をすべき土地の区域
栄区本郷台三丁目2,750番の1の一部
- 3 都市計画施設の種類及び名称
横浜国際港都建設計画道路
3・2・1号横浜藤沢線（下倉田・本郷台地区）

横浜市公告第161号

事業予定地の指定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方
都市計画法（昭和43年法律第100号）第55条第1項の規定により
、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として
指定されたことに伴い、同法第57条第2項本文の規定による土地の
有償譲渡の届出の相手方を次のとおり定める。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

- 1 土地の有償譲渡の届出の相手方の住所及び氏名
中区港町1丁目1番地
横浜市長 林 文子
- 2 届出をすべき土地の区域
栄区本郷台三丁目2,750番の1の一部
- 3 都市計画施設の種類及び名称
横浜国際港都建設計画道路
3・2・1号横浜藤沢線（下倉田・本郷台地区）

横浜市公告第162号

横浜国際港都建設計画地区計画の市素案の公聴会の開催
横浜国際港都建設計画地区計画の案の素案を作成したので、横浜市都市計画公聴会規則（平成15年3月横浜市規則第36号）第2条の規定に基づき公聴会を開催し、同規則第3条の規定に基づきその案を公衆の縦覧に供する。

公聴会において公述を希望する関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に公述申出書を提出することができる。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画地区計画
みなとみらい21中央地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
西区高島一丁目、みなとみらい一丁目、みなとみらい五丁目及びみなとみらい六丁目並びに中区桜木町1丁目地内
- 3 公聴会の日時及び場所
(1) 日時
平成31年4月25日午後7時開始
(2) 場所
西区みなとみらい二丁目3番5号
クイーンズスクエア横浜 クイーンモール3階
一般社団法人横浜みなとみらい21 プレゼンテーションルーム
- 4 縦覧期間
平成31年3月15日から平成31年3月29日まで
- 5 縦覧場所及び公述申出書提出先
中区相生町3丁目56番地の1
横浜市建築局企画部都市計画課
- 6 都市計画図書写しの閲覧期間
平成31年3月15日から平成31年3月29日まで
- 7 都市計画図書写しの閲覧場所
西区中央一丁目5番10号
横浜市西区役所総務部区政推進課

横 浜 市 公 告 第 163 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に
基 づ き 、 西 柴 団 地 自 治 会 地 区 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ た

。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 31 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 164 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 31 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 6 月 6 日 第 30 開 203 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
中 区 海 岸 通 4 丁 目 20 番 地 の 2
横 浜 ト ラ ス ト 株 式 会 社
代 表 取 締 役 海 老 原 豊
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
神 奈 川 区 松 見 町 4 丁 目 1,108 番 の 1 及 び 1,108 番 の 3 か ら 1,108 番 の 10 ま で

横 浜 市 公 告 第 165 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 31 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 6 月 22 日 第 30 開 1602 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 矢 部 町 1 番 地 の 29
株 式 会 社 横 浜 建 物
代 表 取 締 役 小 林 東 太 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 白 百 合 三 丁 目 921 番 の 18 の 一 部 、 921 番 の 19 の 一 部 、 923
番 の 4 、 924 番 の 24 の 一 部 、 924 番 の 117 の 一 部 、 994 番 の 1 、
994 番 の 25 から 994 番 の 41 ま で 、 994 番 の 43 及 び 994 番 の 44

横 浜 市 公 告 第 166 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 31 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 7 月 5 日 第 30 開 1504 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
栄 区 鍛 冶 ケ 谷 一 丁 目 7 番 24 号
小 岩 井 浩 夫
栄 区 鍛 冶 ケ 谷 一 丁 目 7 番 24 号
小 岩 井 成 夫
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
栄 区 鍛 冶 ケ 谷 一 丁 目 81 番 の 1

横浜市公告第 167 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

- 1 開発許可年月日及び許可番号
平成30年8月27日第30開1309号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県鶴屋町1丁目7番地の12
株式会社ハウプラン
代表取締役 鈴木 賢 広
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
戸塚区秋葉町253番の209、253番の216、253番の228から
253番の231まで、487番の44及び487番の45

横 浜 市 公 告 第 168 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 31 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 10 月 18 日 第 30 開 1721 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
旭 区 二 俣 川 2 丁 目 21 番 地 の 1
津 久 見 建 設 株 式 会 社
代 表 取 締 役 鷺 原 浩
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 榎 が 丘 54 番 の 4 、 54 番 の 6 及 び 54 番 の 23 から 54 番 の 30 ま
で

横 浜 市 公 告 第 169 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 31 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 12 月 11 日 第 30 開 1319 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 上 倉 田 町 1,751 番 地 の 8
小 野 幸 夫
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 上 倉 田 町 1,407 番 の 4 か ら 1,407 番 の 11 ま で

横 浜 市 公 告 第 170 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 31 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 30 ・ 4 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
平 成 31 年 2 月 28 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
6.80 m
- 5 指 定 の 場 所
中 区 大 和 町 2 丁 目 34 番 の 24 、 34 番 の 32 の 一 部
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 グ ロ ー バ ル ・ ア ー キ テ ク ト
代 表 取 締 役 太 田 勉

横浜市公告第 171 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

- 1 指定番号
第30・5・4号
- 2 指定年月日
平成31年2月27日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
39.96 m
- 5 指定の場所
南区平楽 117 番の18
- 6 申請者の氏名
株式会社ホームランド
代表取締役 小野 洋一郎

横浜市公告第 172 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

- 1 指定番号
第30・13・12号
- 2 指定年月日
平成31年3月1日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
36.46 m
- 5 指定の場所
戸塚区秋葉町 258 番の21
- 6 申請者の氏名
株式会社ルーク・リアルエステート
代表取締役 小島 歩

横 浜 市 公 告 第 173 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 2 号 の 規 定
に 基 づ く 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

平 成 31 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日
平 成 31 年 3 月 5 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
8.00 m
- 4 廃 止 の 場 所
戸 塚 区 秋 葉 町 487 番 の 45 、 253 番 の 228 及 び 253 番 の 229
- 5 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 ハ ウ ス プ ラ ン
代 表 取 締 役 鈴 木 賢 広

横浜市公告第 174 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第43・8号
- 2 廃止年月日
平成31年3月5日
- 3 廃止部分の道路の幅員
5.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
14.47 m
- 5 廃止の場所
中区本牧満坂98番の14地先

横浜市公告第 175 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第37・8号
- 2 廃止年月日
平成31年2月26日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
93.50 m
- 5 廃止の場所
瀬谷区宮沢一丁目49番の1地先から52番の13地先まで

横浜市公告第 176 号

市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可
都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

- 1 組合の名称
東神奈川一丁目地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成27年1月15日から平成32年3月31日まで
- 3 施行地区
神奈川区東神奈川一丁目6番、7番、8番の7、13番の7の一部、13番の8、13番の9及び13番の10の一部
- 4 事務所の所在地
神奈川区東神奈川一丁目1番の4
- 5 設立認可の年月日
平成27年1月15日
- 6 定款及び事業計画変更の認可年月日
平成31年3月15日

横浜市公告第 177 号

東神奈川一丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可に係る関係図書縦覧

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、東神奈川一丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画について変更認可したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

1 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市都市整備局都心再生部都心再生課

2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までを除く。）

交通局

交通局告示第3号

横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正

横浜市乗合自動車の運転系統（平成24年3月交通局告示第8号）の一部を次のように改正し、平成31年3月16日から実施する。

平成31年3月15日

横浜市交通事業管理者

交通局長 城 博 俊

1 普通系統の表62の項中

「

ア	横浜駅西口～千丸台団地	洪福寺、和田町、川島町、西谷駅前	往 9.900 復 9.820	急行運転
イ	千丸台団地～保土ヶ谷車庫前	西谷駅前、川島町、和田町、峯小学校前	6.720	急行運転復路のみ
ウ	横浜駅西口～千丸台集会所	洪福寺、和田町、川島町、西谷駅前、千丸台団地	10.340	急行運転往路のみ

」

を

「

ア	横浜駅西口～千丸台団地	洪福寺、和田町、川島町、西谷駅前	往 9.820 復 9.820	急行運転
イ	千丸台団地～保土ヶ谷車庫前	西谷駅前、川島町、和田町、峯小学校前	6.720	急行運転復路のみ
ウ	横浜駅西口～千丸台集会所	洪福寺、和田町、川島町、西谷駅前、千丸台	10.260	急行運転往路のみ

		団地		
--	--	----	--	--

に改め、同表 64 の項中

「

港南台駅前～磯子駅前	清水橋、上大岡駅前	往 11.030 復 10.800	
------------	-----------	----------------------	--

」

を

「

ア	港南台駅前～磯子駅前	清水橋、上大岡駅前	往 11.030 復 10.800	
イ	上大岡駅前～磯子駅前	上笹堀	往 5.720 復 5.400	

」

に改め、同表 85 の項中

「

磯子車庫前～南部水再生センター	磯子駅東口	往 4.970 復 4.740	
-----------------	-------	--------------------	--

」

を

「

ア	磯子車庫前～南部水再生センター	磯子駅東口	往 4.970 復 4.740	
イ	南部水再生センター～磯子車庫前	磯子駅前	5.060	復路のみ

」

に改め、同表 119 の項中

「

ア	鴨居駅前～鴨居駅前	新井町、千丸台団地	8.090	循環外回り
イ	鴨居駅前～鴨居駅前	白山高校、千丸台団地	7.910	循環内回り
ウ	鴨居駅前～峯小学校前	新井町、西谷駅前	往 9.420 復 9.500	

」

を

「

ア	鴨居駅前～鴨居駅前	新井町、千丸台団地	8.070	循環外回り
イ	鴨居駅前～鴨居駅前	白山高校、千丸台団地	7.890	循環内回り
ウ	鴨居駅前～峯小 学校前	新井町、西谷駅前	往 9.400 復 9.400	

に改め、同表の130項中

「

130	港南車庫前～上 永谷駅	野庭中央 公園、天 谷大橋	3.850	
-----	----------------	---------------------	-------	--

を

「

130	港南車庫前～上 永谷駅	野庭中央 公園、天 谷大橋	往 3.850 復 3.850	
-----	----------------	---------------------	--------------------	--

に改め、同表181の項中

「

ア	鶴見駅前～横浜 さとうのふるさと	明神前	往 5.410 復 5.410	
イ	生麦～横浜さと うのふるさと	明神前	往 3.860 復 3.860	

を

「

ア	鶴見駅前～横浜 さとうのふるさと	明神前	往 5.410 復 5.410	
イ	生麦～横浜さと うのふるさと	明神前	往 3.860 復 3.860	
ウ	明神前～横浜さと うのふるさと	新興駅前	3.310	往路のみ

に改め、同表202の項中

「

202	ア	横浜駅西口～横浜駅西口	和田町、三ツ沢西町、松本	10.330	循環外回り
	イ	浅間町車庫前～横浜駅西口	和田町	8.330	

を「

202	ア	横浜駅西口～横浜駅西口	和田町、三ツ沢西町、松本	10.330	循環外回り
	イ	浅間町車庫前～横浜駅西口	和田町	8.330	復路のみ

に改め、同表 204 の項の次に次のように加える。

「

205	集会所～中山駅前		新治町	往	3.240	
				復	3.240	

同表 218 の項中

「

218	ア	福寿荘前～福寿荘前	西谷駅前、望洋台入口、梅ノ木	6.400	一方循環
	イ	福寿荘前～新井中学校前	西谷駅前、望洋台入口、梅ノ木	6.150	
	ウ	新井中学校前～福寿荘前	西谷駅前、望洋台入口、梅ノ木	5.930	

を「

	ア	福寿荘前～福寿荘前	西谷駅前、望洋台入口、梅ノ木	6.400	一方循環
--	---	-----------	----------------	-------	------

218	イ	福寿荘前～新井 中学校前	西谷駅前 、望洋台 入口、梅 ノ木	6.150	往路のみ
	ウ	新井中学校前～ 福寿荘前	西谷駅前 、望洋台 入口、梅 ノ木	5.930	復路のみ

に改め、同表 219 の項中

219	ア	弘明寺～弘明寺	外語短大 正門前、 階段上、 藤の木	2.680	一方循環
	イ	弘明寺～みつが 丘中央	外語短大 正門前、 階段上、 藤の木	2.240	

を

219	ア	弘明寺～弘明寺	外語短大 正門前、 階段上、 藤の木	2.680	一方循環
	イ	弘明寺～みつが 丘中央	外語短大 正門前、 階段上、 藤の木	2.240	復路のみ

に改め、同表ふれあいバス・緑区 十日市場駅前の項中

十日市場駅前～ 中山駅前	ヒルタウン中央	往 7.350 復 7.350	
-----------------	---------	--------------------	--

を

十日市場駅前～ 十日市場駅前	ヒルタウン中央	4.070	一方循環
-------------------	---------	-------	------

」

に改める。

交通局告示第4号

横浜市深夜自動車の運転系統の一部改正

横浜市深夜自動車の運転系統（平成24年3月交通局告示第3号）の一部を次のように改正し、平成31年3月16日から実施する。

平成31年3月15日

横浜市交通事業管理者
交通局長 城 博 俊

1 深夜自動車普通系統の表 353 の項中

「

353	鴨居駅前～千丸台 団地	竹山団地中央、笹 山団地、西谷駅前	8.200
-----	----------------	----------------------	-------

」

を

「

353	鴨居駅前～千丸台 団地	竹山団地中央、笹 山団地、西谷駅前	8.120
-----	----------------	----------------------	-------

」

に改め、表 370 の項中

「

370	江田駅～仲町台駅	荏田南、都筑ふれ あいの丘	往 5.610
			復 5.490

」

を

「

370	江田駅～仲町台駅	荏田南、都筑ふれ あいの丘	5.610
-----	----------	------------------	-------

」

に改める。

医療局病院経営本部

横浜市医療局病院経営本部職員の特殊勤務手当に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年2月28日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 高橋 俊 毅

医療局病院経営本部規程第1号（平成31年2月28日揭示済）

横浜市医療局病院経営本部職員の特殊勤務手当に関する規程等の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員の特殊勤務手当に関する規程（平成17年3月病院経営局規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 特別業務手当（第3条関係）

支給対象又は業務内容	支給額	備考
1 病院の病棟に勤務する助産師、看護師及び准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事した場合	勤務1回 3,500 円	1 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合、左記の額に3,800円を加算する。 2 その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間に満たない場合、2,600円とする。 3 特別の事情があるときは当該額に400円を加算することができる。
2 市民病院に勤務する臨床工学技士、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した場合	勤務1回 3,500 円	1 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合、左記の額に3,800円を加算する。 2 その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間に満たない場合、2,600円とする。

		3 特別の事情があるときは当該額に400円を加算することができる。
3 病院に勤務する医師が、分べん補助業務に従事した場合	1 件 10,000 円	1 複数の医師が従事した場合にあっては、主として従事した医師のほか病院事業管理者が特に必要と認める医師に支給することができる。 2 多胎分べんの場合も1件とする。
4 災害応急対策等派遣に関する手当 (1) 職員が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した国内の本市の区域以外の地域に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための業務に従事した場合	1 日 840 円	1 左記の職員には、左記の地域を管轄する他の地方公共団体から左記の業務に対する給与その他の給付の支給を受ける者を除く。 2 左記の職員が災害対策基本法第60条、第61条又は第63条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第26条その他の法令の規定に基づき、避難勧告、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において左記の業務に従事した場合の手当の額は、1日につき1,680円とする。 なお、当該区域

<p>(2) 職員が国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域に派遣され、同法第2条に規定する国際緊急援助活動に従事した場合</p>	<p>1 日 4,000 円</p>	<p>となつた時より前にこれと同一の区域において当該業務に従事したことについて手当を支給することが相当であると病院事業管理者が認めるときも、同様とする。</p> <p>3 前記2の後段の場合において、左記の支給額により算定された手当が既に支給されているときは、前記2の額により算定した手当からこれを控除した額を支給する。</p>
<p>5 病院に勤務する医師及び看護師が、緊急時の診療業務または手術に対応するため自宅等に待機をした場合</p>	<p>待機1回 医師 2,500 円 看護師 2,000 円</p>	<p>1 待機1回の区分は、原則として、次のとおりとする。</p> <p>(1) 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで</p> <p>(2) 午前8時30分</p>

		<p>から午後5時15分まで</p> <p>2 対象となる者は次のとおりとする。</p> <p>(1) 市民病院 消化器外科医師、炎症性腸疾患科医師及び消化器内科医師</p> <p>(2) 脳卒中・神経脊椎センター 脳神経外科医師、脳神経血管内治療科医師、神経内科医師、麻酔科医師及び手術室に勤務する看護師</p>
--	--	---

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

教育委員会

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

横浜市教育委員会規則第4号

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第47条の2の表を次のように改める。

横浜市立若葉台特別支援学校	横浜わかば学園
横浜市立上菅田特別支援学校 北綱島分校	横浜市立北綱島特別支援学校

別表第2中

「

横浜市立若葉台 特別支援学校	小学部		
	中学部		
	高等部	本科	普通科
横浜市立北綱島 特別支援学校	小学部		
	中学部		
	高等部	本科	普通科

」

を

「

横浜市立左近山 特別支援学校	小学部		
	中学部		
	高等部	本科	普通科
横浜市立若葉台 特別支援学校	小学部		
	中学部		
	高等部	本科	普通科
横浜市立上菅田 特別支援学校北 綱島分校	小学部		
	中学部		
	高等部	本科	普通科

」

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

横浜市立学校統括校長等設置規則及び横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

横浜市教育委員会
教育長 鯉 淵 信 也

横浜市教育委員会規則第5号

横浜市立学校統括校長等設置規則及び横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(横浜市立学校統括校長等設置規則の一部改正)

第1条 横浜市立学校統括校長等設置規則(昭和41年11月横浜市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「中学校及び高等学校」を「学校」に改める。

第5条第4項中「中学校及び高等学校」を「学校」に改め、「必要に応じ」の次に「児童又は」を加える。

(横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 横浜市立学校の管理運営に関する規則(昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第14条の3第1項各号列記以外の部分及び第1号中「校長」の次に「、校長代理」を加える。

第58条中「、第14条の3中「校長及び副校長」とあるのは「校長、校長代理及び副校長」と」を削り、「併設型中学校」を「、「併設型中学校」」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

横浜市教育委員会規則第6号

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（昭和36年4月横浜市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表西谷中学校の部左欄中「35番地の44まで」の次に「35番地の80から35番地の83まで」を加え、同表本宿中学校の部左欄中「35番地の78」を「35番地の79」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市教育委員会達第1号

横浜市教育委員会事務局等専決規程及び横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月15日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

(横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正)

第1条 横浜市教育委員会事務局等専決規程(平成3年3月横浜市教育委員会達第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号及び第2号並びに第9条第3号、第4号及び第6号中「並びに高等学校の」を「及び」に改める。

第15条第2項中「学校長」の次に「及び校長代理」を加える。

(横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部改正)

第2条 横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程(平成元年2月横浜市教育委員会達第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「校長」の次に「、校長代理」を加え、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この達は、平成31年4月1日から施行する。

横浜市教育委員会公告第4号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次の者を平成31年2月28日懲戒処分に付した

。

平成31年3月15日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立新石川小学校	教諭	後藤良輔	免職

市 選 挙 管 理 委 員 会

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 2 号

直 接 請 求 に 必 要 な 選 挙 権 を 有 す る 者 の 数

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 74 条 第 1 項 、 第 75 条 第 1 項
、 第 76 条 第 1 項 、 第 80 条 第 1 項 、 第 81 条 第 1 項 及 び 第 86 条 第 1 項 、
地 方 教 育 行 政 の 組 織 及 び 運 営 に 関 す る 法 律 (昭 和 31 年 法 律 第 162 号
) 第 8 条 第 1 項 並 び に 市 町 村 の 合 併 の 特 例 に 関 す る 法 律 (平 成 16 年
法 律 第 59 号) 第 4 条 第 1 項 、 同 条 第 11 項 、 第 5 条 第 1 項 及 び 同 条 第
15 項 の 規 定 に よ る 選 挙 権 を 有 す る 者 の 50 分 の 1 の 数 、 6 分 の 1 の 数
、 3 分 の 1 の 数 及 び 総 数 の 80 万 を 超 え る 数 に 8 分 の 1 を 乗 じ て 得 た
数 と 40 万 に 6 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と 40 万 に 3 分 の 1 を 乗 じ て 得 た
数 と を 合 算 し て 得 た 数 は 、 次 の と お り で あ る 。

平 成 31 年 3 月 15 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 大 瀧 正 雄

50 分 の 1 の 数	62,080 人
6 分 の 1 の 数	517,333 人
3 分 の 1 の 数	1,034,666 人
選 挙 区 ご と の 3 分 の 1 の 数	
鶴 見 区	79,133 人
神 奈 川 区	66,412 人
西 区	28,017 人
中 区	39,233 人
南 区	55,315 人
港 南 区	60,922 人
保 土 ヶ 谷 区	57,313 人
旭 区	69,832 人
磯 子 区	46,699 人
金 沢 区	56,216 人
港 北 区	96,150 人
緑 区	49,557 人
青 葉 区	84,917 人
都 筑 区	56,095 人
戸 塚 区	77,320 人
栄 区	34,175 人
泉 区	42,840 人
瀬 谷 区	34,524 人

総 数 の 80 万 を 超 え る 数 に 8 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と 40 万 に 6 分 の

1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数
488,000 人

区選挙管理委員会

鶴見区選挙管理委員会告示第3号

委員長等の氏名

平成31年3月1日次の者が、本委員会委員長職務代理者に就任した。

平成31年3月15日

横浜市鶴見区選挙管理委員会
委員長 遠藤 一郎

委員長職務代理者
鈴木 一 實

鶴見区選挙管理委員会告示第4号

委員の補欠

平成31年2月20日本委員会委員宮沢雄太郎が死亡したので、平成31年3月1日本委員会委員に次の者を補欠した。

平成31年3月15日

横浜市鶴見区選挙管理委員会
委員長 遠藤 一郎

春 山 和 代

監査委員

横浜市監査委員公表第1号（平成31年3月14日揭示済）

平成30年度財務監査、財政援助団体等監査及び行政監査
の結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき監査
を行ったので、その結果を別冊のとおり公表する。

平成31年3月14日

横浜市監査委員	藤	野	次	雄
同	中	家	華	江
同	本	間		豊
同	田	野	井	一
同	加	藤	一	雄
			広	人

横 浜 市 監 査 委 員 公 表 第 2 号

包 括 外 部 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告 の 公 表

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 252 条 の 37 第 5 項 の 規 定 に
基 づ き 、 包 括 外 部 監 査 人 種 村 隆 か ら 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告 の 提 出
が あ っ た の で 、 同 法 第 252 条 の 38 第 3 項 の 規 定 に よ り 、 別 冊 の と お
り 公 表 す る 。

平 成 31 年 3 月 15 日

横 浜 市 監 査 委 員	藤 野 次 雄
同	中 家 華 江
同	本 間 豊
同	田 野 井 一 雄
同	加 藤 広 人

横 浜 市 監 査 委 員 公 表 第 3 号

監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告 に 基 づ い て 市 長 等 が 講 じ た 措 置
の 公 表

監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告 に 基 づ い て 講 じ た 措 置 に つ い て 、 横 浜 市
長 及 び 横 浜 市 教 育 委 員 会 か ら 通 知 が あ っ た の で 、 地 方 自 治 法 (昭 和
22 年 法 律 第 67 号) 第 199 条 第 12 項 及 び 第 252 条 の 38 第 6 項 の 規 定 に
よ り 、 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

平 成 31 年 3 月 15 日

横 浜 市 監 査 委 員	藤 野	次 雄
同	中 家	華 江
同	本 間	一 豊
同	田 野 井	一 雄
同	加 藤	広 人

その他

電子署名に用いる証明書

横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号）第26条第1項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

横浜市長（総務局労務課税申告事務専用）

署名者の電子媒体上での表示	C=JP, O=Local Governments, L=Kanagawa, OU=Yokohama City, OU=Somukyoku, OU=Jinjibu, OU=Romuka, CN=YokohamashichoSomukyokuromukazeishinkokujimusenyo
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	平成31年3月15日
有効期限	平成36年2月26日
シリアル番号	5b 86 7b e3
フィンガープリント	c1 03 6e ed 76 4d c2 23 d6 b5 1b 80 35 4e e8 63 4a 0f d8 ce

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

電子署名に用いる証明書

横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号）第26条第1項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

横浜市長（港湾局政策調整課税申告事務専用）

署名者の電子媒体上での表示	C=JP, O=Local Governments, L=Kanagawa, OU=Yokohama City, OU=Kouwankyoku, OU=Seisakuchoseibu, OU=Seisakuchoseika, CN=YokohamashichoKouwankyokuseisakuchoseikazeishinkokujimusenyo
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	平成31年3月15日
有効期限	平成36年2月25日
シリアル番号	5b 86 79 e1
フィンガープリント	7f b4 3b 12 ec 8a 88 d3 c6 34 ac da bb a5 a8 cc d7 45 2a dd

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

電子署名に用いる証明書

横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号）第26条第1項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

横浜市水道事業管理者（人事課税及び社会保険事務専用）

署名者の電子媒体上での表示	C=JP, O=Local Governments, L=Kanagawa, OU=Yokohama City, OU=Suidoukyoku, OU=Soumubu, OU=Jinjika, CN=YokohamashisuidojobyokanrishaJinjikazeioyobishakaihokenjimusenyo
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	平成31年3月15日
有効期限	平成36年2月25日
シリアル番号	5b 86 79 72
フィンガープリント	82 f8 ba 6c be 99 31 d0 bc 96 cc e1 b2 a9 5b 6b 81 44 7b db

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1 を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

電子署名に用いる証明書の失効

横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号）第26条第1項により行う電子署名に用いる次の証明書は、その効力を失う。

平成31年3月15日

横浜市長 林 文子

横浜市長（港湾局政策調整課税申告事務専用）

名義及びその電子媒体上での表示	横浜市長（港湾局政策調整課税申告事務専用） C=JP, O=Local Governments, L=Kanagawa, OU=Yokohama City, OU=Kouwankyoku, OU=Seisakuchoseibu, OU=Seisakuchoseika, CN=YokohamashichoKouwankyokuseisakuchoseikazeishinkokujimusenyo
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI, OU=Organization CA U8
シリアル番号	37 39 38 34 32
フィンガープリント	35 22 8d 25 cc ca bd 36 06 71 05 47 31 cb 64 88 ee a4 36 d2
証明書の有効期限（効力を失う日）	平成31年1月10日

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1を用いる。